

令和7年2月6日

各 位

会 社 名 **株式会社 UEX**
代表者名 代表取締役社長 岸本則之
(東証スタンダード コード 9888)
問合せ先 執行役員経営企画部長 原島浩樹
TEL (03)5460-6500

第三者委員会の調査結果報告書受領に関するお知らせ

当社は、令和6年10月16日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社と利害関係のない外部の専門家から構成される第三者委員会を改めて設置し調査を進めてまいりました。

本日、第三者委員会より調査結果報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会の調査結果について

第三者委員会の調査結果につきましては、添付の「調査結果報告書」(開示版)をご覧ください。なお、当該報告書につきましては、個人情報および機密情報の保護の観点から、部分的な非開示措置を施しておりますことをご了承ください。

2. 今後の対応について

(1) 決算への影響について

調査の結果、調査対象である貿易保険の保険金不正受給に関して新たな損失や過年度の決算訂正はありません。一方、調査関連費用として今年度に特別損失の計上を予定しておりますが、現時点では金額が未定でありますので確定次第開示をいたします。

(2) 再発防止策の策定および関係者の処分

当社は、第三者委員会の調査結果および同委員会の再発防止策の提言を真摯に受け止め、再発防止策を策定し実行してまいります。具体的な再発防止策および関係者の処分につきましては決定次第改めて公表いたします。

このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、株主の皆様をはじめ、お客様やお取引関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、当社の全役員および社員が一丸となって信頼回復に努めてまいり所存でございますので、何卒引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上

2025年2月6日

株式会社 UEX 御中

調査結果報告書

(開示版)

株式会社 UEX 第三者委員会

委員長 酒井 邦彦

委員 森川 久範

委員 吉井 久美子

目次

第1	第三者委員会の設置の経緯、構成・性質及び目的	1
1	第三者委員会の設置の経緯	1
2	本委員会の構成・性質	1
(1)	本委員会の構成	1
(2)	本委員会の性質	2
3	本委員会の目的	2
4	本調査の実施期間及び本調査基準日	2
5	留意事項	3
第2	本委員会の調査の方法	4
1	資料の収集、検討	4
2	ヒアリング	4
3	デジタル・フォレンジック調査	4
(1)	総論	4
(2)	情報保全の対象とした機器等	4
(3)	保全・抽出したデータの分析・検討	5
4	本調査の対象期間	6
第3	会社概要	7
1	UEXの沿革等	7
(1)	UEXの沿革	7
(2)	UEXの組織体制	8
2	UEXの主要事業及び業績推移	8
3	コーポレート・ガバナンス体制の概要と運用状況	9
(1)	概要	9
(2)	取締役会	10
(3)	経営会議	10
(4)	監査役、監査役会	11
(5)	指名報酬委員会	11
(6)	内部監査室	11
(7)	三様監査の状況	11
ア	監査役監査	11
イ	内部監査	12
ウ	会計監査人監査	13
(8)	内部統制システムの整備状況と運用状況	13
ア	コンプライアンス体制の概要	14
イ	内部統制委員会	14
ウ	コンプライアンス委員会	15
エ	リスク管理委員会	17
オ	コンプライアンス研修	17

4	内部通報制度	18
第4	本調査により判明した事実関係及び評価	19
1	業務プロセス	19
	(1) 貿易取引（輸出）に係る業務プロセス	19
	ア 取引先の登録及び与信管理に関する業務プロセス	19
	イ 取引開始から取引終了までの業務プロセス	20
	(2) 債権管理の業務プロセス	21
	ア 毎月の債権管理	21
	イ 滞留債権の管理	22
	(3) NEXI の貿易保険の利用プロセス	23
	ア 利用登録及び与信枠の設定	23
	イ 付保申込	24
	ウ 支払遅延発生時の対応	25
	エ 保険金請求手続	25
	オ 支払の承認手続	26
	カ 未回収債権の回収	27
2	人事評価及び貿易部における人員配置状況	27
	(1) 人事評価	27
	(2) 貿易部における人員配置状況	29
3	貿易部の取引	30
	(1) 貿易部における取引状況	30
	ア 貿易部における一般的な取引状況	30
	イ 本件韓国取引における関係者の役割分担	31
	(ア) 貿易部における G 氏の担当業務	31
	(イ) 貿易部における F 氏の担当業務	32
	(ウ) 貿易部における I 氏の担当業務	32
	ウ N 氏との取引状況	33
	(ア) 甲社	33
	(イ) 乙社	33
	(ウ) 丙社	34
	(エ) 丁社	34
	(オ) 戊社	34
	(カ) 庚社	35
	(キ) 辛社	35
	(ク) その他	36
	エ キューバ案件の取引状況	36
	オ 本件韓国取引以前の不正取引（インド企業向け不正輸出取引）	36

(2) 本件韓国取引の経過	37
ア 受注に至るまでの経緯	37
イ 貿易保険利用以前の取引状況.....	39
ウ 保険契約を利用した取引における支払遅延の発生状況等	40
(ア) 貿易保険の利用開始状況.....	40
(イ) 支払遅延の発生状況.....	40
(ウ) 支払遅延中の新規取引の受注.....	42
(エ) 支払遅延中の新規付保.....	42
(オ) 長期の支払猶予期間の設定状況.....	43
(カ) 丙社名義での入金を己社名義での取引の代金支払に充当	43
(キ) 異常値リストによる発報状況及びそれに対する G 氏の対応	44
エ 付保申込に係る G 氏らの認識等.....	45
オ 保険金の請求状況	46
カ 保険金受領後の債権回収状況.....	49
(3) 本件不正請求の発覚経緯.....	50
第5 前述第4の3 (1) ないし (3) の事実関係に関連する法的責任	51
1 G 氏	51
(1) 社内規程違反	51
ア 戊社を取引先として登録することなく、丁社の取引先コードを利用するなどして取引先管理を適切に行っていなかったこと	51
イ システム上の与信分類を L/C 決済とした取引先について、与信限度額を設定せずに付保での取引を行ったこと	51
(2) 詐欺罪の成否	52
(3) 背任罪の成否	52
2 F 氏	53
(1) 社内規程違反	53
(2) 詐欺罪の成否	54
(3) 背任罪の成否	54
3 I 氏	55
4 E 氏	55
5 B 氏	55
第6 原因分析.....	57
1 貿易業務における問題点	57
(1) 貿易取引管理体制の脆弱性.....	57
ア 取引開始時の基本的な管理体制の不十分さ.....	57
イ 与信管理体制の形骸化	58
ウ 債権管理体制の不備	58
エ 滞留債権発生時の対応体制の不備.....	59

(2) 貿易部における人員の固定化の問題点.....	60
2 役職員のガバナンス・コンプライアンス意識の醸成・徹底が不十分	60
(1) G氏らが本件不正請求に及んだ動機	60
(2) 3委員会の機能不全.....	61
(3) 一般社員へのコンプライアンス教育の不十分.....	62
(4) 貿易業務に関する内部統制上の問題を放置していた事なかれ主義の風土....	63
3 内部通報体制上の問題点	63
(1) 内部通報体制の状況	63
(2) 内部通報制度の周知及び信頼醸成が不十分であったこと	63
4 監査役及び内部監査室による監査が不十分.....	64
(1) 監査役監査	64
(2) 内部監査	64
第7 再発防止策の提言	65
1 貿易部の業務体制及び人事体制の見直し.....	65
(1) 貿易取引管理体制の再構築.....	65
ア 取引先に関する基本的な管理体制.....	65
イ 与信管理体制	65
ウ 債権管理体制	66
エ 滞留債権発生時の対応体制.....	66
(2) 人事のあり方を見直し	66
2 役職員のガバナンス・コンプライアンスに対する意識改革	67
3 内部通報制度の更なる充実化.....	68
4 再発防止策の進捗管理と導入後の評価の継続.....	68
5 終わりに	68

本調査報告書においては、下表のとおり略語を用いる。下表に記載のない用語や氏名等については、最初の顕出時には正式名称を記載するが、再度の顕出時以降は、適宜、略するものとする。また、役職については、2024年4月2日当時の役職にて記載することを基本とし、必要があれば、当時の役職を記載することとする。各種規程の条項については、2024年4月2日当時に適用があるものにて記載することを基本とし、必要があれば、当時の規程を記載する。

正式名称／内容	略称
今回行った調査	本調査
本調査の結果等を記載した調査結果報告書	本調査報告書
株式会社 UEX	UEX
UEX 代表取締役社長 ●●氏	A 氏
UEX 取締役専務執行役員 ●●氏	B 氏
UEX 執行役員経理部長 ●●氏	C 氏
UEX 執行役員総務部長 ●●氏	D 氏
UEX 執行役員（貿易・海外事業担当）兼貿易部長 ●●氏	E 氏
UEX 子会社代表取締役社長（前 UEX 貿易部長） ●●氏	F 氏
UEX 貿易部貿易チーム社員 ●●氏	G 氏
UEX 貿易部貿易チーム社員 ●●氏	H 氏
UEX 貿易部貿易チーム社員 ●●氏	I 氏
元 UEX 貿易部貿易チーム社員 ●●氏（2018年12月31日 UEX を退職したが、その後、UEX から業務委託を受けている。）	J 氏
UEX 貿易部貿易チーム社員 ●●氏	K 氏
UEX 貿易部貿易チーム社員 ●●氏	L 氏
元 UEX 取締役 ●●氏	M 氏
株式会社日本貿易保険	NEXI
各韓国企業等	それぞれ甲社、乙社、丙社、丁社、戊社、庚社、辛社、壬社、癸社
甲社の登記上の代表者等である●●氏	N 氏
甲社、丙社、丁社、戊社等の企業等	韓国企業等
2018年以降の韓国企業等との取引	本件韓国取引

第1 第三者委員会の設置の経緯、構成・性質及び目的

1 第三者委員会の設置の経緯

UEXは、2019年5月から2020年2月までの間、20回にわたり、韓国企業等に対する鋼材輸出取引に際し、NEXIとの間で「貿易一般保険（個別）」（以下「貿易一般保険」という。）の保険契約を各締結したが、その後、韓国企業等による支払遅延事案が発生したことから、2021年1月12日、NEXIに対し、保険金請求手続を実施し、同月29日に1億6978万5927円の保険金を受領した。

しかしながら、2024年4月1日、UEX貿易部の社員からの申し出により、当該保険金請求手続の際に、NEXIに対して事実と異なる内容を記載した貿易一般保険（船積後）保険金請求書を提出し、その結果、本来受給すべきであった保険金は1億4967万7402円であり、当該金額を2010万8525円上回る保険金を受領したこと（以下「本件不正請求」という。）が発覚した。

UEXは、2024年4月2日、NEXIに対し、前述のとおり発覚した事実を申告し、同月12日開催の取締役会において、NEXIの貿易一般保険約款に従い、受領した保険金の全額である1億6978万5927円に遅延損害金1656万4593円を加えた合計1億8635万0520円をNEXIに返還することを決定し、同月30日、NEXIに対し、当該金額を支払った。また、UEXは、本件不正請求の事実関係及び原因の究明等を目的として、2024年4月15日以降、外部弁護士を含む社内調査委員会を設置して社内調査を実施したが、同年10月16日開催の取締役会において、より独立した立場から、中立・公正で客観的な調査を実施し、原因の究明等を行うことが必要であると判断し、UEXと利害関係のない外部の専門家から構成される第三者委員会（以下「本委員会」という。）の設置を決定した。

本委員会は、UEXからの依頼を受けて、本調査を実施し、本調査報告書をもって、原因分析を含む本調査の結果を報告するとともに、再発防止策に関する提言を行うものである。

2 本委員会の構成・性質

（1）本委員会の構成

本委員会は、次の3名の委員により構成される。

- 委員長 酒井 邦彦（弁護士、元広島高等検察庁検事長）
- 委員 森川 久範（弁護士、元検事）
- 委員 吉井 久美子（弁護士、公認会計士）

また、本委員会においては、以下 11 名の調査補助者（元検事を含む。）が、本委員会委員の活動を補佐した。

TMI 総合法律事務所（11 名）

石 井 宏 （弁護士）
原 田 紗 衣 （弁護士）
川 中 啓 由 （弁護士）
田 山 翔 （弁護士）
中 村 由 樹 （弁護士）
浅 見 賢太郎 （弁護士）
芳 賀 友 香 （弁護士）
長 島 誠 （弁護士）
大 坪 俊 一 （弁護士）
大久保 直 （弁護士）
坪 広 大 （弁護士）

（2）本委員会の性質

本委員会委員及び調査補助者は、UEX を含む UEX 企業集団から直接報酬を得て業務を行ったことはなく、UEX と利害関係を有する者ではない。

また、本委員会の構成等は、日本弁護士連合会作成の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 7 月 15 日制定、2010 年 12 月 17 日改訂）に沿ったものである。

3 本委員会の目的

本委員会の目的は、以下のとおりである。

- ① 本件不正請求に関する事実関係の解明
- ② 本件不正請求の原因分析及び再発防止策の提言
- ③ その他、本委員会が必要と認める事項

4 本調査の実施期間及び本調査基準日

本調査を実施した期間は、2024 年 10 月 16 日から 2025 年 2 月 5 日までである。

なお、本調査基準日は、2024 年 4 月 2 日とする。

5 留意事項

本調査及び本調査報告書は、以下の事項を前提とする点に留意されたい。

- (1) 本調査は、後述第2のとおり、限られた期間の中で、UEX 及び UEX の関係者等から開示、提供を受けた資料、本委員会が独自に収集した資料、並びに、UEX の関係者等へのヒアリングなどに基づき本調査期間中に分析、検討等した資料等から確認できた内容のうち、本調査の目的に照らして指摘すべきであると考えられる点について記載しているものであって、入手した資料等から確認できた内容の全てを網羅的に記載したものではないこと
- (2) 入手した資料については、後述第2のとおり、UEX 及び UEX の関係者等から開示、提供を受けたものであり、UEX のメールサーバや各人のメールなどを独自に全て収集し精査したものではなく、限定的なものであること
- (3) 本調査においては、以下の事項を前提としていること
 - ① 検討対象となった書類上の署名及び押印は真正になされたものであること
 - ② 写しとして開示、提供を受けた書類は、いずれも原本の正確かつ完全な写しであること（ただし、本件不正請求に当たってG氏らが改ざんした書類は除く。）
- (4) 本調査報告書は、前述（1）ないし（3）のとおり前提において作成されたものであり、本調査外の資料及び関係者の供述等により本調査報告書と異なる事実が認められることを否定するものではなく、そのため、新たな事実関係が判明した場合には、本調査報告書と異なる結論に至ることもあり得ること
- (5) 本調査及び本調査報告書作成は、UEX との関係において独立した客観的立場でなされたものであり、かかる立場確保のために、UEX その他いかなる者も本委員会に対していかなる権利も取得せず、本委員会に対していかなる請求も起こさず、本調査報告書を証拠、資料その他主張等の根拠として使用しないこと並びに本委員会は、UEX その他いかなる者に対しても何らの義務及び責任を負わないこと

第2 本委員会の調査の方法

本委員会は、本調査として、以下の調査、分析、検討を行い、本委員会において審議を行った。

具体的な本調査の方法については、以下のとおりである。

1 資料の収集、検討

本委員会は、UEX に対し、随時、分析、検討等が必要となると考えた資料（証憑類、社内規程類、議事録等）の開示を依頼し、その提出を受けて内容を分析、検討した。

また、本委員会は、これに加えて、各ヒアリング時等に関係資料の提供を求め、提供を受けた資料、その他必要に応じて独自に収集した資料についても分析、検討した。

2 ヒアリング

本委員会においては、別紙 1（ヒアリング実施状況）のとおり、UEX 及び NEXI の関係者 33 名（延べ 50 回）へのヒアリングを実施した。

3 デジタル・フォレンジック調査

（1）総論

本委員会は、本調査の実施に当たっては、UEX の関係者が使用する、各貸与のパソコン、スマートフォン及びタブレット内のデータ、UEX のサーバー内のデータ、個人のスマートフォンを保全した上で分析、検討する必要があると考え、各種データ保全及び閲覧環境上に保存されたデータの閲覧、評価の一次作業（一次レビュー作業）については、PwC リスクアドバイザリー合同会社（PwC グローバルネットワークのメンバーファームを含む。以下同じ。）に依頼し、以下の方法によって、デジタル・フォレンジック調査を行った。なお、一部個人のパソコン、スマートフォン及びタブレットについても保全を試みたが、提出を断られたため、データの保全、分析、検討ができなかった。

（2）情報保全の対象とした機器等

本委員会は、デジタル・フォレンジック調査が必要な対象者として、B 氏、D 氏、E 氏、F 氏、G 氏、H 氏、I 氏、J 氏の 8 名を選定し、2024 年 11 月 4 日から同月 15 日にかけて、各対象者が使用する UEX のパソコン 7 台、スマートフォン 7 台及びタブレット 3 台に保存さ

れていたデータ並びにメッセージアプリケーション及びショートメールに係るデータを保全した。また、G氏が有する個人のパソコン1台、スマートフォン1台及びタブレット1台に保存されていたデータ並びに当該機器に保存されていたショートメールやLINEでのやり取りに係るデータを保全した（なお、F氏は、本調査実施時点において、UEXを退職済みであり、F氏がUEXに勤務していた際に利用していたUEXからの貸与パソコンについては破棄済みであり、F氏が有する個人のスマートフォン及びパソコンについては、F氏から、プライバシーに関わるものであるため、提出できない旨の申し出があり、保全に至らなかった。）。

また、メールデータ及びファイルデータについては、パソコン、スマートフォン及びタブレットに保存されているもののほか、UEXのネットワークサーバー上に保存された貿易部フォルダのデータを保全した。

なお、以上のとおり保全を行ったものの、保全時点で自動消去されていたデータ、削除されていたデータについては、可能な限りの復元を試みたが、いずれも一部、技術的な理由により復元することができなかったものがあった。

（3）保全・抽出したデータの分析・検討

本委員会は、前述（2）のとおり保全したデータのうち、対象者8名のUEX貸与パソコン及びUEXネットワークサーバー上に保存されたメールデータ（85万9402件。約275GB）について、以下の手順によって選別、分析、検討した。

- ① OCR処理、重複削除処理、Eメールスレッド処理、近似ファイル処理等のデータ処理作業を通じて添付ファイルを閲覧可能な状態とするなどの技術的な処理を実施した。
- ② 本委員会において、別紙2（検索キーワード一覧）（略）のとおり、分析、検討対象を本調査に関連するものに限定するための検索キーワードを選定した。
- ③ 当該キーワードにより抽出された3万0430件のデータについて、Relativity社製Relativity One（以下「**Relativity**」という。）を用いて、PwCリスクアドバイザリー合同会社の調査補助者による1次レビューを実施した。
- ④ TMI総合法律事務所の調査補助者において、前述③の1次レビューによって「重要」及び「関連性あり」に分類された文書215件を中心に、Relativityを用いて2次レビューを実施した。

また、本委員会は、前述（2）のとおり保全したデータのうち、対象者8名のスマートフォン7台、タブレット3台に保存されていたデータ並びにメッセージアプリケーション及びショートメールに係るデータ、G氏が有する個人のパソコン1台、スマートフォン1台及びタブレット1台に保存されていたデータ並びに当該機器に保存されていたショートメ

¹ 保全したデータ中に、G氏とN氏との間のLINEでのコミュニケーションは存在しなかった。

ールやLINEでのやり取りなどの文書データについても、その内容を分析、検討し、適宜本調査報告書の認定に係る資料として抽出した。

本委員会は、以上のとおり抽出、選別を行った資料について、分析、検討、評価を行った。

4 本調査の対象期間

本調査では、2018年4月1日から2024年4月2日までを本調査の対象期間とした。なお、必要性がある限り本調査の対象期間を前後することがあった。

第3 会社概要

1 UEXの沿革等

(1) UEXの沿革

UEXは、1950年10月4日、昭和鋳業株式会社の商号をもって神奈川県横浜市内に設立されたものであり、1980年2月20日、本店を東京都品川区内に移転し、同日、商号も上野金属産業株式会社に変更した。

UEXは、1982年4月1日を合併期日として、東京都中央区所在の上野金属産業株式会社（1955年1月「株式会社雄司商店」の商号で設立し、1962年7月に「上野金属産業株式会社」に商号変更をした法人であって、当時のUEXとは別法人である。以下「**旧上野金属産業株式会社**」という。）を吸収合併し、1982年6月30日、本店を東京都中央区に移転した。当該吸収合併により、UEXは、旧上野金属産業株式会社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎ、同社の営業活動を全面的に承継した。

その後のUEXの主な沿革は、下表のとおりである。

年月	主な出来事
1983年7月	愛知県名古屋市港区に名古屋営業所を開設。
1986年4月	子会社であるステンレス急送株式会社を設立。
1987年4月	スチール管材株式会社（現・株式会社UEX 管材、現連結子会社）の全株式を取得し、同社事業を承継。
1990年2月	社団法人日本証券業協会（現・日本証券協会）に株式を店頭登録。
1994年8月	京橋・八重洲地区の本社部門を東京都品川区の現住所へ移転。
1998年10月	商号を「株式会社上野メタレックス」から現商号である「株式会社UEX」へ変更。
2001年4月	日進ステンレス株式会社（現・連結子会社）の全株式を取得。
2002年4月	上海富田不銹鋼製品有限公司（現・上海威克斯不銹鋼有限公司、現・連結子会社）を子会社化。
2004年12月	店頭登録銘柄の取消しを申請し、株式会社ジャスダック証券取引所へ上場。
2008年10月	株式会社ナカタニ（現・連結子会社）の株式を取得。
2010年4月	大阪証券取引所 JASDAQ 市場、同取引所へラクレス市場及び同取引所 NEO 市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に株式を上場。
2019年8月	住商特殊鋼株式会社（現・令和特殊鋼株式会社、現・連結子会社）の全株式を取得。
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより JASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場へ移行。

また、UEX の連結子会社の状況は、下表（略）のとおりである。

（２）UEX の組織体制

2021 年 1 月当時の UEX の組織体制は、別紙 3（UEX 組織図）のとおりである。

また、本調査基準日（2024 年 4 月 2 日）での役員（一部の執行役員を含む。）についての、2018 年 4 月 1 日以降本調査基準日（2024 年 4 月 2 日）までの変遷は、下表（略）のとおりである。

2 UEX の主要事業及び業績推移

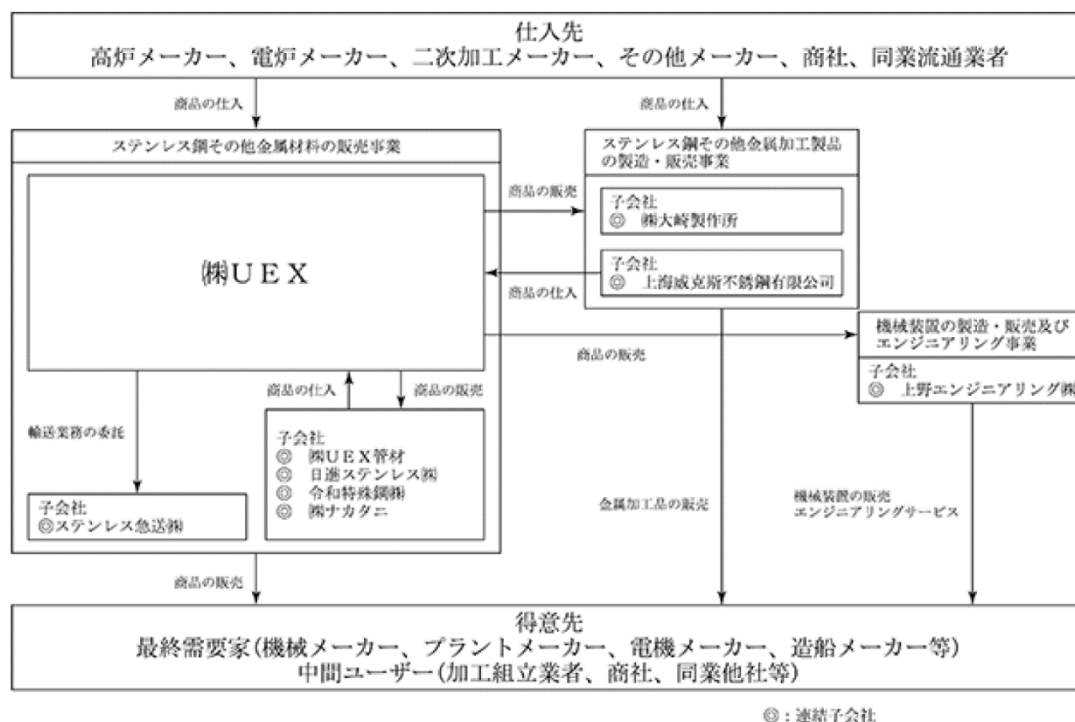
UEX 企業集団は、UEX 及び子会社 8 社で構成され、ステンレス鋼その他金属材料の販売、ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売、機械装置の製造・販売及びエンジニアリングを主な事業内容としている。

ステンレス鋼その他金属材料の販売事業においては、UEX 及び子会社の一部がステンレス鋼板、鋼管、条鋼等の様々な品種の金属材料を切断販売するほか、子会社である令和特殊鋼株式会社及び株式会社 UEX 管財が販売している。子会社である日進ステンレス株式会社は、主に半導体装置用ステンレス鋼管の販売を行っている。子会社である株式会社ナカタニは、特殊鋼・ステンレス鋼を材料とした鋳造品・機械加工部品等の加工販売を行っている。子会社であるステンレス急送株式会社は、UEX 商品配送の中核をなしている。各子会社は、UEX から、一部の商品を仕入れており、また、UEX は、各子会社の一部の商品を仕入れ販売している。

ステンレス鋼その他金属加工製品の製造・販売事業においては、子会社である株式会社大崎製作所が、ステンレス鋼製ウェザーカバーの OEM 生産を行っている。また、子会社である上海威克斯不銹鋼有限公司は、中国国内においてステンレス鋼管及び加工製品の製造・販売を行っている。

機械装置の製造・販売及びエンジニアリング事業においては、子会社である上野エンジニアリング株式会社が、UEX から商品を仕入れ、食品や化学向けを中心とした一般産業用装置の設計・製作を行っている。

UEX の事業の系統図は、下図のとおりである（UEX 第 70 期（2024 年 3 月期）有価証券報告書（以下、単に「有価証券報告書」という。）から抜粋）。



前述 1(1)の連結子会社を含めた 2019 年 3 月期以降の UEX の連結業績の推移は、下表のとおりである。

単位：千円

	2019 年 3 月期	2020 年 3 月期	2021 年 3 月期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
売上高	49,538,665	56,432,801	49,379,392	45,524,473	53,829,440	52,113,401
経常利益	1,566,016	1,108,186	501,544	2,252,127	4,350,299	2,259,780
親会社株主に 帰属する 当期純利益	1,115,059	694,374	220,559	1,400,118	2,827,869	1,296,059
包括利益	863,664	557,247	377,756	1,707,543	3,180,819	2,174,816

また、2019 年 3 月期以降の UEX 貿易部の業績の推移は、下表（略）のとおりである。

3 コーポレート・ガバナンス体制の概要と運用状況

(1) 概要

UEX の機関設計及び重要な機関の監視、監督体制の概要は、下図のとおりである（有価証券報告書から抜粋）。

(4) 監査役、監査役会

UEX の定款において、監査役は 4 名以内と定められており、本調査基準日（2024 年 4 月 2 日）現在、監査役会は監査役 3 名（社外監査役 2 名を含む。）で構成されている。UEX では、毎月 1 回定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、2024 年 3 月期は合計 15 回の監査役会が開催された。

(5) 指名報酬委員会

UEX では、取締役会の諮問機関として、必要に応じて指名報酬委員会を開催し、取締役の指名・報酬について、客観的かつ公正な視点から必要な審議及び取締役会への答申を行っている。2024 年 3 月期は全 6 回の指名報酬委員会が開催された。

(6) 内部監査室

UEX では、本調査基準日（2024 年 4 月 2 日）現在、代表取締役社長直属の内部監査室（担当者 2 名）を設置しており、監査結果は、代表取締役社長に加え、取締役会メンバー全員が出席する内部統制委員会において報告が行われる。また、監査役及び会計監査人とも適宜連携を図り情報交換を行っている。

なお、2018 年 4 月 1 日以降、本調査基準日（2024 年 4 月 2 日）までの内部監査室の担当者の変遷は、下表（略）のとおりである。

(7) 三様監査の状況

ア 監査役監査

UEX では、前述 (4) のとおり、監査役会は、常勤監査役 2 名（そのうちの 1 名は社外監査役）及び非常勤社外監査役 1 名の合計 3 名によって構成され、定例的に月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。UEX では、2024 年 3 月期において、監査役会を合計 15 回開催した。

監査役会においては、重要性、適時性、その他必要な要素を考慮して、監査対象、監査方法及び実施時期を適切に選定し、監査計画を作成することとされており、また、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定することとされている²。なお、監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるこ

² 監査役監査基準 33 条 1 項

ととされ³、監査役は、内部監査部門から監査計画と結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることとされている⁴。

監査役会においては、毎年度、重点的に監査を実施する部門約3か所と関連会社約2拠点を選定して、現地訪問や従業員へのヒアリングなどの方法によって、営業課題や入金状況等の観点から重点的な監査を実施している。

もっとも、監査役会として、貿易部に対する監査に関しては、内部監査との役割分担として、内部監査室から安全保障輸出管理に関する該非判定シートの確認結果の報告を受けのみであり、それ以外に特段貿易部及び貿易業務に関する業務監査は実施されていなかった。監査役会が貿易部に対する重点的な業務監査を計画しなかった理由としては、貿易部においては固定化された取引先が多かったこと、監査役と貿易部の座席が近く常に把握することができているとの心理的な安心感があったこと、後述第4の3(1)オのとおり、本件韓国取引以前の2015年に発覚した貿易部における2014年のインド企業向け不正輸出取引について監査役には一切知らされていなかったことなどから、貿易部及び貿易業務に対するリスク認識がなかったことが挙げられる。なお、監査役が2018年及び2022年に監査法人による貿易部に対する会計監査の往査に同行しその結果を監査役会で報告したことはあったが、監査役として主体的に行ったものではなく、それにより監査役会として貿易部及び貿易業務に対するリスクを認識することはなかった⁵。

イ 内部監査

UEXでは、前述(6)のとおり、1989年8月22日制定(2018年5月18日変更)の内部監査規程に基づき、法令違反、不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することを目的として、内部監査室を設置している。UEXの内部監査室は、UEXの組織、制度及び業務が、経営方針並びに法令やUEX諸規程等に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言するとされている⁶。内部監査は、原則として予め定められた「内部監査計画」に基づき、定期的に行う「定期監査」と、代表取締役社長から特に命じられた場合のほか、必要に応じ不定期に行う「臨時監査」に区分される⁷。いずれについても書面監査及び実地監査の方法により実施される⁸。また、内部監査担当者は、原則として、内部監査の実施に当たり、予め被監査部門の責任者に「内部監査実施通知」にて通知するものとされているが、代表取締役社長からの特命監査の

³ 監査役監査基準34条1項

⁴ 監査役監査基準34条2項

⁵ 2018年12月21日付け監査役会議事録別紙「監査法人による本社事業部往査第65期貿易部ヒアリング監査(監査調書)」、2022年2月14日付け監査役会議事録及び同日付け常勤監査役作成の監査役調書別紙「貿易部監査法人往査要点記録」

⁶ 内部監査規程1条2項

⁷ 内部監査規程2条

⁸ 内部監査規程3条

場合には、通知は不要である⁹。なお、関係会社の監査を行う場合にも、同規程を準用する¹⁰。

内部監査担当者は、内部監査を実施する場合、予め監査方針、監査目的・重点事項、監査事業所・部門、監査担当者、監査項目及び監査日程等を定めた「内部監査計画書」を作成し、代表取締役社長の承認を受ける必要がある¹¹。内部監査を実施した場合、内部監査担当者は、原則として、監査結果の総評、問題点・指摘事項等を記載した「監査報告書」を作成し、代表取締役社長及び監査役会に提出するものとされており¹²、実際の運用としては、代表取締役社長に加えて、取締役会メンバー全員が出席する内部統制委員会においても内部監査結果の報告が行われている。報告後、代表取締役社長は「監査報告書」の内容について、重要と認めた事項を「改善指示書」として被監査部門及び内部監査担当者へ通知し¹³、被監査部門の長は、改善指示のあった事項については、その改善状況を遅滞なく「改善状況報告書」にて代表取締役社長及び内部監査担当者へ報告しなければならない¹⁴。

貿易部に対する内部監査に関しては、安全保障輸出管理に関する該非判定シートの確認は実施していたものの、人手不足や、後述第4の3(1)オのとおり、本件韓国取引以前の2015年に発覚した貿易部における2014年のインド企業向け不正輸出取引について内部監査室員には一切知らされていなかったことなどから、貿易部及び貿易業務に対するリスクを認識することができず、本調査の対象期間において、当該該非判定シートの確認以外には、貿易部及び貿易業務に対する内部監査が実施されたことはなかった。なお、2023年4月には、貿易部に対する業務監査（重要営業業務手続きの実態確認（見積・受発注・仕入・出荷・売上ほか））が計画されていたが¹⁵、内部監査室の人員不足のため実施されなかった¹⁶。

ウ 会計監査人監査

UEXは、2019年以降、Moore みらい監査法人に依頼し、2024年3月期を含む各事業年度に関し、金融商品取引法193条の2第1項に準じた財務計算に関する書類の監査を実施している。

(8) 内部統制システムの整備状況と運用状況

⁹ 内部監査規程10条

¹⁰ 内部監査規程1条3項

¹¹ 内部監査規程9条1項

¹² 内部監査規程12条1項・2項

¹³ 内部監査規程13条

¹⁴ 内部監査規程14条1項

¹⁵ 2023年4月10日付け内部監査室長作成の2023年度（70期）業務監査計画書

¹⁶ 2023年6月16日付け内部統制委員会第31回議事録

ア コンプライアンス体制の概要

UEXにおいては、取締役会で決議された「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）整備に関する基本方針」に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、社内規程により、各部門の職務分掌や業務権限の明確化を図り、合理的かつ適切な業務手続を定め、また、コンプライアンスの強化及び業務の効率化を図るため、常に業務システムの見直しを行い適切な対応を行うことなどとされている。また、損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、コンプライアンス・与信・財務等に係るリスク管理のため社内規程を整備し、各部門はその社内規程に従い、業務を遂行するなどとされている。さらに、取締役会が内部統制委員会規程、コンプライアンス管理規程及びリスク管理規程を制定し、これらの規程に基づく内部統制システムの取組として、内部統制委員会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会が定期的開催されていた¹⁷。しかしながら、後述第4の3(1)オのとおり、本件韓国取引以前の2015年に発覚した貿易部における2014年のインド企業向け不正輸出取引について一部の者にしか共有されず、また、安全保障輸出管理規程の制定理由においても当該事実は伏せられていたことなどから、2015年当時既に設置されていたリスク管理委員会においても貿易部及び貿易業務に対するリスクは認識されておらず、それを前提としたコンプライアンス徹底のための具体的議論も行われていなかった。

イ 内部統制委員会

UEXでは、2015年10月16日開催の取締役会において、内部統制委員会規程の制定が承認決され、内部統制委員会規程が制定された（2018年11月16日、2019年12月20日に各変更）。

UEXでは、これに基づき、内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）の整備・運用状況に関する協議及び検討をする目的として、取締役会が内部統制委員会を設置した¹⁸。内部統制委員会は、原則として年4回（6月、9月、12月、3月）開催するものとされ¹⁹、本調査の対象期間（2018年4月1日から2024年4月2日まで）では、24回開催された²⁰。

UEXの内部統制委員会では、代表取締役社長を委員長、社外取締役、各部門管掌役員、常勤監査役、総務担当執行役員、内部監査室長を委員として、内部統制システム整備に関する基本方針（取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、UEX企業集団における業務の適正化を確

¹⁷ UEX作成の2024年6月21日最終更新「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」

¹⁸ 内部統制委員会規程2条

¹⁹ 内部統制委員会規程4条

²⁰ 内部統制委員会議事録

保するための体制を含む。)、内部統制システムの整備・運用状況等について協議検討するものとされていた²¹。

実際は、内部統制委員会では、労働安全衛生関連を中心とする事項の報告、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の開催状況の報告、内部監査室からの監査報告等が行われていたが、貿易部及び貿易業務については、内部監査室が実施する安全保障輸出管理に関する該非判定シートの内部監査報告が定期的に行われていた以外、貿易部及び貿易業務に対するリスクを前提とした内部統制についての具体的な議論はなされていなかった²²。

ウ コンプライアンス委員会

UEX では、2018 年 12 月 21 日開催の取締役会において、コンプライアンス管理規程の制定が承認可決され²³、2019 年 1 月 1 日にコンプライアンス管理規程が制定された（2019 年 11 月 1 日に変更）。コンプライアンス管理規程において、コンプライアンス委員会を設置することが規定されたことを受け²⁴、UEX では、2019 年 2 月 6 日に第 1 回コンプライアンス委員会を開催し²⁵、以後、定期委員会を原則として四半期に一度（2 月、5 月、8 月、11 月）開催するものとして²⁶、本調査基準日である 2024 年 4 月 2 日までの間に、21 回開催された²⁷。

コンプライアンス委員会においては、代表取締役社長を委員長とし、常勤監査役、常勤の取締役、社外取締役、執行役員、内部監査室長、経営企画部長、経理部長を委員として、定期委員会及び臨時委員会を開催するものとされていた²⁸。このうち定期委員会においては、コンプライアンス（法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動すること）に係る体制、取組み等の協議及び決定、コンプライアンス関連情報の収集及び周知、コンプライアンス教育の計画、管理、実施及び見直しなどを行うこととされていた。また、臨時委員会においては、事務局長及び事務局によるリスク・コンプライアンス情報（役員・社員等の行動規範に違反する行為、またはその疑いがある情報）の事実関係調査報告、対象となるリスク・コンプライアンス情報が法令違反にあたるか否かの審議、調査報告が重大であると認める場合の是正措置及び再発防止措置の行使を行うものとされていた²⁹。また、コンプライアンス管理規程にお

²¹ 内部統制委員会規程 2 条及び 3 条

²² 内部統制委員会議事録

²³ 2018 年 12 月 21 日付け取締役会議事録

²⁴ 内部統制委員会規程 4 条

²⁵ 2019 年 2 月 6 日付け第 1 回コンプライアンス委員会議事録

²⁶ コンプライアンス管理規程 5 条

²⁷ コンプライアンス委員会議事録

²⁸ コンプライアンス管理規程 4 条及び 5 条

²⁹ コンプライアンス管理規程 6 条

いては、役員・社員等が遵守しなければならない「行動規範」を定めているところ、具体的な行動規範としては「法令遵守」（「取引先との契約内容及び取引上のルール等を遵守すること」を含む。）、「適切な営業活動」（「法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行うこと」を含む。）、「正当な輸出入手続き」（「貿易管理法令上、輸出入禁制品とされている貨物の輸出入」等を行わないことを含む。）等が具体的に遵守すべき事項として列挙されていた³⁰。そして、役員・社員等が当該禁止事項又はそれ以外の関連法令に違反した場合、懲戒の対象となり、コンプライアンス委員会は対象となる行為について審議し、その内容を賞罰委員会に通知するものとされていた³¹。

実際は、コンプライアンス委員会では、一時期は従業員満足度調査（ES 調査）やストレスチェックの実施状況の報告も行われていたが、2020 年以降は経営幹部社員向けセミナーを実施することが主目的となっており、貿易部及び貿易業務に係るリスク認識を踏まえた議論を含め、コンプライアンスに関する具体的な議論はなされていなかった³²。

また、コンプライアンス管理規程においては、「すべての会社構成員が法令等を遵守し、高い倫理性をもって業務を遂行する態勢を確立し、会社の適正な業務運営と健全な発展を図ること」が目的とされているが³³、全社的なコンプライアンスの周知については、2015 年 5 月 22 日に代表取締役社長名義で「コンプライアンスの徹底について」と題する文書が社内発信された以降は、コンプライアンスについての社内発信はなされていなかった³⁴。

なお、コンプライアンス委員会での決議により、UEX では、コンプライアンス委員会が 2019 年 7 月以降、毎年 1 度、外部委託して従業員満足度調査（ES 調査）を行っている³⁵。当該調査の結果については、コンプライアンス委員会で報告された上で調査の在り方について議論されたり³⁶、また、各部門長にフィードバックされた上で、当該調査で問題視されていたトピックを社内研修の題材にするなど一定の活用がなされていたが、その結果に基づき、実際に具体的な措置が講じられたことはなかった。

³⁰ コンプライアンス管理規程 9 条

³¹ コンプライアンス管理規程 10 条

³² コンプライアンス委員会議事録

³³ コンプライアンス管理規程 1 条

³⁴ 内部監査室作成の 2024 年 6 月 12 日付け「今回発見された貿易の不正受給に関する内部統制の課題」と題する書面

³⁵ 2019 年 8 月付け ES ファーストパック調査結果報告書、2020 年 9 月付け ES ファーストパック調査結果報告書、2021 年 9 月付け ES ファーストパック調査結果報告書、2022 年 9 月付け ES ファーストパック調査結果報告書、コンプライアンス委員会事務局作成の 2023 年 10 月 30 日付け「従業員満足度調査実施案内」と題する書面、2023 年 12 月付け ES ファーストパック調査結果報告書、2024 年 12 月付け ES ファーストパック調査結果報告書

³⁶ 2020 年 5 月 14 日付け第 6 回コンプライアンス委員会議事録、2020 年 8 月 5 日付け第 7 回コンプライアンス委員会議事録、2021 年 2 月 4 日付け第 9 回コンプライアンス委員会議事録、2021 年 11 月 5 日付け第 12 回コンプライアンス委員会議事録

エ リスク管理委員会

UEX では、2011 年 3 月 17 日からリスク管理規程が実施され（2011 年 10 月 1 日、2013 年 8 月 23 日、2018 年 11 月 16 日、2019 年 11 月 1 日に各変更）、同規程において、取締役会がリスク管理委員会を設置することが規定されていた³⁷。これに基づき、UEX では、定期委員会を毎年 2 回（3 月及び 9 月）に開催するものとされ³⁸、本調査の対象期間（2018 年 4 月 1 日から 2024 年 4 月 2 日まで）では、11 回開催された³⁹。

リスク管理委員会は、全社のリスク管理の統括組織として、全社のリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・包括的に管理するための常設の委員会とされ、代表取締役社長を委員長、総務担当執行役員を副委員長、常勤監査役、常勤の取締役、執行役員、各部店長、内部監査室長を委員とし、リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、定期及び緊急事態発生時に委員会を開催するものとされていた⁴⁰。定期開催時において委員会は、リスク管理に関する方針・体制に関する事項、全社リスクの洗い出し・評価、リスク対策の立案、是正・改善状況のフォロー、当該各事項に関する取締役会への定期的な報告、発生しうるリスクの防止に係る啓発に関する事項を行うものとされていた。また、緊急事態発生時においては、委員長が発生した事態が緊急事態に該当するか否かを判断した上で、対応体制・対応方法等を協議した上で、委員長が必要と判断した場合は、対策本部の設置を決定するものとされていた⁴¹。なお、リスク管理規程上、「リスク」とは「当社の事業継続を脅かすすべての事象」と定義され、外部環境、業務プロセス（「コンプライアンス」を含む。）、内部環境を含むが、これらに限定されないものとされており⁴²、かなり広範な定義となっていた。

実際は、BCP（事業継続計画）の策定、従業員満足度調査（ES 調査）の結果報告、社内研修（幹部候補社員研修、ハラスメント研修等）の状況報告等が行われていたほか、その時々リスクと考えられた事項（社屋の建替え問題、訴訟リスクなど）について協議されていたが、UEX の業務プロセスなどにおけるリスク管理の検討がなされたことはなかったし、貿易部及び貿易業務に関するリスク管理の検討がなされたこともなかった⁴³。

オ コンプライアンス研修

UEX では、昇給・昇格に関わるような一般的なスキル研修のほか、一般社員向けにハラスメント研修、情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修、下請法研修等、特定の分野

³⁷ リスク管理規程 4 条

³⁸ リスク管理規程 8 条

³⁹ リスク管理委員会議事録

⁴⁰ リスク管理規程 3 条及び 4 条

⁴¹ リスク管理規程 7 条

⁴² リスク管理規程 2 条

⁴³ リスク管理委員会議事録

に特化した法令遵守・コンプライアンス研修を必要に応じて不定期に行っていた。コンプライアンス研修では、出張者や地方勤務者のために Web 参加を認めるなどもしていたため、研修対象者の出席率は比較的高かった。また、コンプライアンス委員会においては、経営幹部又は経営幹部候補向け法令遵守・コンプライアンス研修が定期的に行われていた。

本調査の対象期間（2018年4月1日から2024年4月2日まで）における主な研修の実施状況は、下表（略）のとおりである。もっとも、業務プロセス上のコンプライアンスなど、通常業務に関連した全社向け法令遵守・コンプライアンスの研修は行われておらず、理解度を確認することもほとんど行われていなかった。

4 内部通報制度

UEX では、2019年1月1日に制定されたコンプライアンス管理規程により内部通報窓口が設置され⁴⁴、2019年1月15日に内部通報窓口（担当者名・役職・電子メールアドレス）が従業員に通知された⁴⁵。

その後、内部通報制度を充実させるために、2019年10月18日開催の取締役会において、内部通報規程の制定が承認可決され⁴⁶、同日に内部通報規程が制定された。内部通報規程の制定については、2019年10月18日に従業員に通知された⁴⁷。UEX においては、前述の通知以降、内部通報規程全文を社内グループウェアに掲載することによって従業員への周知を図っていたが、それ以外の方法による周知は特段実施していなかった。

なお、内部通報規程では、社内については総務部長を、社外については社外取締役をそれぞれ窓口とする内部通報制度を設けるとされ⁴⁸、通報方法は、電話、電子メールなどによるものとされている⁴⁹。

内部通報窓口の設置以降、内部通報窓口に通報があった事例は、2019年9月と2023年9月に寄せられた2件のみであり、いずれもハラスメントなどに関するものであった。

⁴⁴ 2019年1月1日実施のコンプライアンス管理規程5条

⁴⁵ 2019年1月15日付け「コンプライアンス通報窓口のお知らせ」と題する社報

⁴⁶ 2019年10月18日付け取締役会議事録

⁴⁷ 2019年10月18日付け「内部通報規程制定の件」と題する社報

⁴⁸ 内部通報規程4条

⁴⁹ 内部通報規程6条

第4 本調査により判明した事実関係及び評価

1 業務プロセス

(1) 貿易取引（輸出）に係る業務プロセス

ア 取引先の登録及び与信管理に関する業務プロセス

UEX では、取引の開始に当たり、営業担当者が自らの判断で取引先への営業活動、契約交渉等を行い、営業チームリーダーが取引先の信用状況等の調査を行い、登記簿、銀行口座開設状況等の基礎資料を提出して取引先の登録申請を行う。これに対して、経理担当者が、帝国データバンク、商工会議所及び興信所調査の企業調査により、反社チェック及び与信調査を行い、問題がない場合に取引先として登録されていた。取引先が国外に所在する場合、これらの資料の入手が困難な場合もあることから、基礎資料の範囲等は社内ルールとして明確に定められておらず、その正確性等についても経理担当者において確認されることなく登録されていた。

次に、営業担当者は、取引先の与信について取引先コード取得の申請を行い、取引先コード取得後、営業担当者、営業チームリーダー又は部店長は、当該申請後すみやかに「信用限度申請書」を作成し、所属部の上長にて決裁を行うものとされていた⁵⁰。

取引先の信用管理については、債権の回収遅延又は回収不能等による損失の発生を予防することなどを目的に、信用管理規程を制定し、国内取引及び貿易取引に適用していた⁵¹。信用管理規程においては、売買等の取引態様に基づき、前渡、売掛、手形等により取引先に対し信用を供与する場合は、原則として信用額のいかんを問わず、稟議により事前に信用限度を設定するが、①確実な銀行の発行する1年以内のL/C（取消不能）に基づいて荷為替手形を取組む場合（以下「**L/C 決済**」という。）及び②全額現金で前払を受けた場合（以下「**全額前受**」という。）等の信用管理規程に明示される例外的場合には、信用限度の設定を要しないものとされていた⁵²。①L/C 決済は、取引先が実際に支払を行うことができなかつたとき、当該取引先が L/C 決済用の口座を開設した銀行から当該取引先に代わり支払がなされるため、代金回収不能のリスクがないことを理由として、②全額前受は、取引先が当該取引における代金の全額を前払いするため、代金回収不能のリスクがないことを理由としてそ

⁵⁰ 与信の限度が2000万円超の稟議は営業部店長が、限度が2000万円以下の稟議は営業チームリーダー又は営業所長が、限度が300万円以下の稟議は営業担当者が、これを行うものとされ（信用管理規程13条1項）、300万円以下は営業担当者が、2000万円以下は部長が、1億円以下は執行役員がそれぞれ決裁を行うことになっていた（信用管理規程17条、職務権限規程23条、決裁基準表20頁）。

⁵¹ 信用管理規程1条及び2条

⁵² 信用管理規程7条及び8条

れぞれ与信管理が不要とされていた⁵³。システム上の与信分類上、①L/C 決済及び②全額前受以外のすべての場合は③その他として区分され、③その他の与信分類とされるものは、与信管理が必要な案件として取り扱われることとなるが、貿易保険を利用した取引は、③その他に該当するため、与信管理の対象となるものであった。

与信額は1年に一度見直され、営業担当者は、与信額の引き上げ又は引き下げを理由とともに申請し、営業部門の管理者がその申請の合理性を判断し、申請を承認するか否かを決定していた。信用管理規程では、新規取引先については営業部店から調査依頼があったとき、継続取引先については原則定期（年1回）又は限度額の変更や信用状態の低下があったと判断されたときなどに、それぞれ信用調査を実施するものとされており⁵⁴、当該信用調査の具体的方法として、①営業担当者による実地調査、②会社年鑑等による調査、③銀行による調査及び④信用調査会社による調査が例示されていた⁵⁵。

また、信用管理規程においては、不安債権（取引先の経営内容・資産状況等信用面の著しく悪化、又は条件どおりの履行の不承諾により、回収が著しく遅延するおそれが生じた債権）が発生又は発生の兆候が認められたときには、主管者は直ちに経理部長と協議して債権確保の措置をとるとともに、遅滞なく回収対策及び今後の取引方針等を再検討して処理方針を立案し、所定の様式により、同規程に定める回付経路に従って、代表取締役社長まで報告の上、その実施にあたらなければならないとされていた⁵⁶。

イ 取引開始から取引終了までの業務プロセス

UEXにおいては、営業に関する業務取扱いについて、営業業務規程を制定し、全事業所の通常の取扱商品の国内仕入及び販売、輸出入業務等に適用していた⁵⁷。取引先からの入金については、営業担当者及び営業アシスタントが入金予定日を管理しており、営業担当者らから経理担当者に対して入金予定日及び入金状況が通知され、当該通知を受けた経理担当者は、通知された入金予定日に入金があった際に、社内でその入金処理を行っていた。経理担当者は、営業担当者らからの当該通知により入金予定日を知ることになるため、営業担当者らから当該通知がなかった場合には、入金予定日を把握することができなかった。また、支

⁵³ 信用管理規程 8 条（限度設定不要取引）では、以下のとおり規定されており、L/C 決済の区分は第 3 号、全額前受の区分は第 2 号で規定されている。

「次の各号の一の条件に該当する取引に限り、限度の設定を要しない。ただし、条件の一部又は全部が履行されないことが判明したときは、直ちに相応の限度を設定しなければならない。

- 1 現金と引換に売約品を引渡す場合
- 2 全額現金で前払を受けた場合
- 3 確実な銀行の発行する 1 年以内の L/C（取消不能）に基づいて荷為替手形を取組む場合
- 4 現品又は確実な船荷証券、倉庫証券、貨物引換証と引換に支払う場合
- 5 運輸倉庫業者に対し、運送又は保管の為に当社商品を寄託する場合」

⁵⁴ 信用管理規程 26 条

⁵⁵ 信用管理規程 26 条及び 27 条

⁵⁶ 信用管理規程 48 条及び 50 条

⁵⁷ 営業業務規程 1 条、2 条、4 条

払期日も、営業担当者が設定しており、営業担当者の所属部の上長以外が当該支払期日の設定が適切か否かについて検証する仕組みは存在せず、当該設定に関するルールも存在しなかった。そのため、韓国企業等を相手とした貿易取引において、営業担当者が、支払期日を船荷証券（Bill of Lading。以下「**B/L**」という。）の発行日の110日後や180日後といった不自然に長期に設定した場合であっても、当該支払期日をもって当該取引が実行されていた。

また、営業担当者は、得意先に卸す商品について、メーカーなどの仕入先との間で契約交渉等をして発注を行っていた。当該発注については、所属部の上長の決裁を受ける前に行い、その後、別途、発注に必要な注文書の決裁を上長から受け、当該仕入先に当該注文書を送付していた。貿易取引における仕入先からの各月の請求及び支払については、貿易部宛てに送付された請求書を営業アシスタントが受領し、営業アシスタントにおいて支払依頼書を作成して所属部長等の決裁を受けた上で、円建ての場合には、経理担当者に当該支払依頼書を回付して支払を依頼し、ドル建ての場合には、銀行のWEB上で支払申請を行った後に、当該支払依頼書を経理部に回付して支払を依頼していた。経理担当者又は経理部長らは、支払依頼書の記載内容と請求書に記載された金額等を対照して、その記載内容に誤りがないことを確認した上で仕入先に対する支払を行っていた。この経理担当者又は経理部長らによる対照及び確認では、取引の内容の妥当性や支払の適否に関する実質的な判断は行われず、必要な書類が不足していないかや、記載された金額に齟齬がないかといった形式的な確認のみが行われていた。

前述アを含む貿易取引に関する業務フローの詳細については、別紙4（貿易取引開始から終了までの業務フロー）（略）記載のとおりである。

（2）債権管理の業務プロセス

ア 毎月の債権管理

各取引に関し、売上計上月内に取引先から支払がなされず、回収すべき債権が100%に満たない場合、当該支払期日が属する月の月末時点で、当該取引及び未回収債権がシステム上で把握され、異常値リストが作成されていた。翌月3営業日後、経理担当者から営業担当者に対して、異常値リストが回付されていた。営業担当者は、異常値リストを受領すると、各取引への対応策を手書きで記載し、所属部長の決裁を受けた上で、経理担当者に回付していた。原則として、回付された月の15日頃までに営業担当者から経理担当者への回答が行われるようになっていたが、回答が当該日以降になることもあった。

異常値リストは、発報の基準時点について、売上計上日が属する月を基準としていたため、L/C 決済又は全額前受を利用しない貿易取引においては、B/L 発行日が売上計上日とされ、支払期日がB/L 発行日の30日後と設定された場合等、売上計上日が属する月と実際の支払

期日が属する月が異なる場合には、支払遅滞が生じる前の時点で発報されることがあった。この場合、営業担当者は、異常値リストの原因欄に「売上基準の違い」又は「検収ずれ」と記載し、対応欄に入金予定日を記載して回付していた。

また、異常値リストは、当該取引の売上計上日が属する月末時点で、当該取引だけではなく、当該取引先から代金を回収できていない取引全てにおける入金合計額を計上して、未回収金が存在するかを把握するシステムになっていた。そのため、すでに売上計上が行われた取引に関して未回収金が存在する場合であっても、同一の取引先において終結していない別の取引に関して入金された前受金等があったときには、未回収金額が過少に把握され、発報されない可能性があった⁵⁸。

そして、異常値リストには、異常値として報告された合計回数及び連続回数が記載されていたが、当該回数は、当該取引先の各取引単位で積算されるものではなく、取引先が異常値リストに報告された回数で積算されるものであった。そのため、異常値リストの記載のみを参照した場合、外観上、同一の取引に関して発報が連続しているのか、別の取引が月ごとに発報されているのかを区別することができないものであった。また、異常値リストは、システム上の与信分類が L/C 決済又は全額前受で登録されている場合といった本来未回収が生じ得ないときであっても作成されていたが、当該取引において未回収が生じていること自体が異常であることを明確に示す仕組みは存在していなかった⁵⁹。この点、経理担当者において当該取引先のシステム上の与信分類の登録内容を確認し、異常値リストの各取引が L/C 決済等の未回収が生じ得ない登録内容であるか否かを確認することも実際には可能であったが、前述のとおり、経理担当者は営業担当者に異常値リストを回付するのみで当該確認を行っていなかった⁶⁰。また、営業担当者の各月の異常値リスト上での対応策の報告は手書きでなされており、各月の対応策が適切に実施されたか否か、前月までの対応策と当月の対応策とが内容として整合するか否かなどを確認する仕組みは存在せず、経理担当者がこの点を確認することもなかった。そのため、異常値リストには、実際には、対応欄に前月同様の対応策が記載されるのみで、①前月以降にどのような対応をとったのかが記載されていなかったり、②前月までと異なる内容が記載されたり、③売上基準の違いによって発報されているのではなく、実際は支払遅延が生じているにもかかわらず、これが記載されていなかったりした場合であっても、営業担当者及び所属部の上長以外の者が、当該記載内容の妥当性について検証する仕組みはなく、そのことについて、経理担当者から何らの指摘もなされなかった⁶¹。

イ 滞留債権の管理

⁵⁸ 2019年10月分ないし2020年3月分異常値リスト

⁵⁹ 各異常値リスト

⁶⁰ 各異常値リスト

⁶¹ 各異常値リスト

UEX では、信用管理規程において、滞留債権を前述(1)アの不安債権と、以下の不良債権及び遅延債権の3種類に区分して定義している⁶²。

不良債権（取引先の倒産（手形・小切手の不渡り、破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生手続等の申立て）、履行拒絶等により回収不能の懸念が確実化した債権⁶³）又は不安債権が発生若しくは発生の兆候が認められたときは、主管者は直ちに経理部長と協議して債権確保の措置をとるとともに、遅滞なく回収対策及び今後の取引方針等を再検討して処理方針を立案し、所定の様式により、所定の回付経路に従って、代表取締役社長まで報告の上、その実施にあたらなければならないとされていた⁶⁴。

また、遅延債権（回収に不安はないが、取引先の事情により履行期日を著しく経過した債権⁶⁵）が発生したときは、主管者は直ちに状況を調査し、遅延の解消対策を講じるとともに、遅延の理由及び回収時期の見込を書面により、所定の回付経路に従って、営業担当執行役員まで報告しなければならないとされていた⁶⁶。

もともと、実際には、「不良債権又は不安債権が発生若しくは発生の兆候が認められたとき」に該当するか否か及び報告の要否は、営業担当者及び所属部長による判断に委ねられていた。

また、経理部長は当該報告書（不安債権報告書）の決裁者に含まれていたものの、経理部長が不安債権報告書に付したコメントには、営業担当者及び所属部の判断に対する拘束力がなかった⁶⁷。そのため、不安債権報告書において、経理担当部長が保険金の請求を行うべきである旨指摘したとしても、実際に保険金請求を行うか否かは営業担当者が所属する部署の判断に委ねられていた。

（3）NEXI の貿易保険の利用プロセス

ア 利用登録及び与信枠の設定

保険利用者が初めて付保申込を行うに当たっては、保険利用者においてユーザー登録を行った後、取引先についてWEBで登録手続を行う。その際、取引先の所属国名等の基礎情報を入力するとともに信用調査報告書等を提出し、NEXIにおいて与信枠を付与することの適否を検討し、当該取引先の格付けを行い、与信枠を設定する。保険利用者が取引先の信用調査報告書を取得できない場合、NEXIに実費を支払った上で信用調査報告書の代行取得を依

⁶² 信用管理規程 48 条 1 項

⁶³ 信用管理規程 48 条 1 項 1 号

⁶⁴ 信用管理規程 50 条（発生報告）1 項、48 条 1 項、2 項（区分と定義）

⁶⁵ 信用管理規程 48 条 1 項 3 号

⁶⁶ 信用管理規程 50 条（発生報告）2 項、48 条 1 項、2 項（区分と定義）

⁶⁷ 信用管理規程 54 条（審査）

頼し、NEXI に取引先の格付け及び与信枠の設定を求めることになる⁶⁸。与信枠の範囲内においてのみ船積後信用危険の付保が認められるが⁶⁹、付保した取引の代金支払がなされた場合に NEXI に対して代金支払があった旨通知すると、システムによる自動決済を待たず、直ちに与信枠が回復する⁷⁰。

イ 付保申込

UEX においては、付保申込手続に関する規定はなく、UEX の貿易部において、付保申込を行うか否かは、営業担当者が判断していた。営業担当者が、営業アシスタントに対し、付保申込を行うことを指示し、営業アシスタントは、当該取引において営業担当者が仕入先に送信したメールに添付されたオーダー・コンファメーション（仕入先に対して送付する発注内容を記載した書面。以下「OC」という。）を参照するなどし、貿易保険の区分から貿易一般保険を選択して付保申込手続を行っていた。営業アシスタントは、付保申込画面において付保条件を入力した後、表示画面をプリントアウトし、営業担当者により内容に誤りがないかの確認を受けてから付保申込を行っていた。

付保申込を行う際には、仕向国、支払国、船積予定日、船積後（船積から決済まで）の期間、決済方法（L/C 決済の有無）、危険負担の種類（非常危険⁷¹のみか信用危険⁷²も対象とするか否か、船積前及び船積後のそれぞれについて、てん補対象とする金額の割合を含めて選択する。）、バイヤーコード及び契約金額を入力すると保険料が定まる⁷³。

船積後の付保対象は、前受金が存在する場合、契約金額全体ではなく、契約金額から前受金を控除した残額のみである。前受金が付保対象から除かれることは、重要事項説明書に記載されており、重要事項説明書は、WEB 上の電子データとして表示され、保険利用者に対し、重要事項説明書を読んだ旨のチェックボックスにチェックを入力させた上で申込を行うこととなっていた⁷⁴。また、契約金額から前受金が控除されることは、WEB 上で付保申込を行う際のヘルプ画面にも表示され、さらに、保険料を試算するサービスを利用した際の項目説明画面にも表示されていた。

付保の際には、告知事項の有無について確認を求められ、当該告知事項の通知義務に違反した付保申込は許されない。例えば、当該取引先において先行取引が存在する場合、付保の有無にかかわらず、先行取引のいずれかにおいて 45 日以上の支払遅延が生じ、付保申込の

⁶⁸ NEXI 発行の貿易取引をサポートする貿易保険のご案内（貿易一般保険（個別））10 頁、日本貿易保険 Web サービス操作マニュアル 68 頁ないし 73 頁、NEXI 発行の貿易取引をサポートする貿易保険のご案内（与信管理）9 頁ないし 13 頁

⁶⁹ NEXI 発行の貿易取引をサポートする貿易保険のご案内（与信管理）5 頁

⁷⁰ 日本貿易保険 Web サービス操作マニュアル 114 頁ないし 124 頁

⁷¹ 戦争、内乱、革命等といったカントリーリスク

⁷² 契約相手方の破産手続開始の決定又はこれに準ずる事由、契約相手方の 3 か月以上の不払いといった代金回収不能リスク

⁷³ 日本貿易保険 Web サービス操作マニュアル 125 頁ないし 133 頁

⁷⁴ 日本貿易保険 Web サービス操作マニュアル 132 頁

時点で解消されていない場合には、そのことを告知する義務がある。告知義務違反があった場合、同義務違反は契約の解除事由となり、保険金の支払を行わない対応をとることがある⁷⁵。

付保申込を行う際の WEB 上の申込画面において、告知事項がないことなどの記載を読んで確認したか否かに関して確認を求める欄があり、チェックボックスへのチェックの入力を行わなければ、手続を行うことができないシステムになっていた⁷⁶。また、故意に申込内容を偽った場合、NEXI は保険金の不払いや保険金を返還させることができることとなっていた⁷⁷。

ウ 支払遅延発生時の対応

保険利用者と取引先との間の契約上の決済期限を 1 日でも過ぎれば、損失等発生通知が可能となる。保険利用者は、損失（履行遅滞）が発生すると、決済期限から 45 日以内（通知期限）に損失等発生通知を NEXI に対して行う必要がある⁷⁸。

UEX の貿易部においては、契約上の決済期限を過ぎた場合、すぐに損失等発生通知を行うのではなく、取引先に対し支払の督促を行い、損失等発生通知を行うのは通知期限の間際であった。また、取引先に対して督促を行うのは、貿易部の営業アシスタントが主であったが、営業担当が行う場合もあった。NEXI に対して損失等発生通知を行うのは、営業アシスタントであった。

エ 保険金請求手続

前述ウのとおり、保険利用者と取引先との間の契約上の決済期限から 45 日以内（通知期限）に損失等発生通知を NEXI に対して行った上、「輸出契約等の相手方の 3 月以上の債務の履行遅滞」による保険事故の場合、決済期限から 3 か月が経過すると事故として確定し、それ以降、保険金請求が可能となり、決済期限から 9 か月以内に保険金の請求を行う⁷⁹。

UEX の貿易部において保険金請求を行う場合、営業担当者の指示を受け、営業アシスタントが NEXI の WEB 上で損失等発生通知を行った付保に係る取引に関し、契約書・船積書類のコピーや支払督促の履歴等、取引や事故内容等を証明する書類を提出して、保険金請求手続を行うこととなる⁸⁰。

⁷⁵ 貿易一般保険約款 21 条（告知義務違反）、NEXI 発行の重要事項説明書 3 頁、8 頁、9 頁

⁷⁶ 日本貿易保険 Web サービス操作マニュアル 132 頁

⁷⁷ 貿易一般保険約款 10 条（保険契約の解除）、21 条（告知義務違反）、NEXI 発行の重要事項説明書 8 頁等

⁷⁸ 貿易一般保険約款 17 条（損失等発生時の通知義務）、NEXI 発行の重要事項説明書 11 頁等

⁷⁹ 貿易一般保険約款 26 条 1 項、2 項 2 号（保険金の請求）、3 条 2 号等（てん補危険）、4 条 14 号等（てん補事由）、NEXI 発行の重要事項説明書 11 頁等

⁸⁰ 貿易一般保険約款 20 条（調査に応ずる義務）、26 条（保険金の請求）、NEXI 発行の貿易取引をサポートする貿易保険のご案内（貿易一般保険（個別））13 頁

オ 支払の承認手続

保険金請求書の提出がある場合、請求内容に不備がないかの点を含めて、NEXI において事故査定を行い、社内決裁を取得の上、保険金請求書の提出から 2 か月以内に保険利用者の指定口座に保険金を支払う⁸¹。

保険金請求が認められない場合は、NEXI 発行の重要事項説明書によれば、概要、以下のとおり説明されている⁸²。

① なりすまし取引の場合

輸出契約等が実在・非実在の企業の名前を騙った第三者により締結された、いわゆる「なりすまし」取引に該当する場合においては、保険契約の対象となる取引が存在していないこととなり、保険金は支払われない。また、保険金を一度支払った後に「なりすまし」取引への該当が判明した場合には、保険金を返還してもらうこととなる。

② 告知義務違反があった場合

付保申込時の告知義務違反は、保険契約の解除事由となり、告知義務違反が発覚した場合、同保険契約は解除され、保険金の支払も認められない。45 日以上の支払遅延取引がある状態で、付保申込した場合及び損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知った場合も、これに含まれる。

③ 債権保全義務又は損失防止軽減義務等に関する違反があった場合

利用者には、付保時点以降、債権保全義務があり、例えば、輸出契約等の相手方からの決済が予定どおり行われず、支払遅延が発生している中で、新たに船積を行った場合、債権保全義務に違反する可能性があることなどから、保険金の全額又は一部が支払われない場合がある⁸³。

また、利用者には、損失の発生の時点（決済期限）以降、損失防止軽減義務があり、決済期限に約定支払額の一部でも支払いがなかった場合には、輸出契約等の相手方に対し貿易保険が付保されている債権の損失軽減のために一切の合理的措置を講じる必要があり、これに違反したと認められる場合には、保険金の支払が認められない場合がある。

債務不履行発生後に新たに船積を行ったことにより損失等が拡大等した場合には、債権保全義務又は損失防止軽減義務に違反すると認められる場合がある。債務不履

⁸¹ 貿易一般保険約款 29 条（保険金の支払）

⁸² 貿易一般保険約款 8 条（免責）、9 条（保険金不払、保険金返還）、10 条（保険契約の解除）、15 条（債権保全義務）、16 条（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務）、17 条（損失等発生の通知義務）、18 条（損失の防止軽減等の義務）、21 条（告知義務違反）、NEXI 発行の重要事項説明書 8 頁等

⁸³ 貿易一般保険約款 8 条（免責）、9 条（保険金不払、保険金返還）、10 条（保険契約の解除）、15 条（債権保全義務）、16 条（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務）、17 条（損失等発生の通知義務）、18 条（損失の防止軽減等の義務）、21 条（告知義務違反）、NEXI 発行の重要事項説明書 8 頁等

行発生時点で当該相手向けの未船積貨物がある場合には、既に債務不履行が発生している代金債権の回収を困難としないか、また、新たな船積による代金債権が回収不能となるおそれがないかといった観点から船積の妥当性を検討することが求められる。

- ④ 付保申込時の申込内容と保険金請求時の請求内容が異なっている場合
付保時点において、保険金を多く受領する目的をもって、前受金の有無や損失の発生状況について、過失ではなく、故意に虚偽の内容を申告した場合、保険金不払いや保険金を返還させることができる。

カ 未回収債権の回収

NEXI は、保険金の支払後、保険利用者から、NEXI が有する債権以外の保険利用者が有する債権について権利行使の委任を受ける⁸⁴。

NEXI の債権回収手段としては、サービサーを利用する場合と保険利用者自らが回収業務を行う場合とがある⁸⁵。

いずれの場合でも、未回収金を回収した都度、NEXI と利用者の中で分配が行われる⁸⁶。

UEX の貿易部においては、営業アシスタント又は営業担当者が取引先に対して、NEXI から指示された債権回収業務として支払の督促を行っていた。

2 人事評価及び貿易部における人員配置状況

(1) 人事評価

UEX は、年 1 回 (春季) の人事考課の結果を昇給・昇格に反映させることとされている⁸⁷。人事考課は「対話シート」により実施される⁸⁸。

人事考課のプロセスは次のとおりである。まず、被考課者が、考課対象期間中の自己の取組みを整理し、自己評価を実施する⁸⁹。自己評価後、一次考課者が被考課者と対話を通じて目標に向けた達成度 (行動・結果) を検証し、被考課者と認識を合わせながら、考課結果を明らかにする⁹⁰。次に、当該一次考課者による考課結果を基に、二次考課者は、部店内の調

⁸⁴ 貿易一般保険約款 32 条 (保険代位)、33 条 (回収の主体)、NEXI 発行の貿易取引をサポートする貿易保険のご案内 (貿易一般保険 (個別)) 16 頁

⁸⁵ 貿易一般保険約款 33 条 (回収の主体)、34 条 (回収に関する義務)、NEXI 発行の貿易取引をサポートする貿易保険のご案内 (貿易一般保険 (個別)) 16 頁

⁸⁶ 貿易一般保険約款 35 条 (回収金納付義務)、36 条 (回収金の配分及び回収費用の負担)

⁸⁷ 人事考課規程 5 条 2 項、給与規程 12 条

⁸⁸ 人事考課規程 7 条

⁸⁹ 人事考課規程 9 条

⁹⁰ 人事考課規程 10 条

整を行って考課の平準化を図り、例外評価を特定して最終考課に向けて起案する⁹¹。なお、一次考課者及び二次考課者となる者は被考課者ごとに定められている⁹²。場合によっては、二次考課後に、三次考課が実施される場合もあるが、最終的に、執行役員以上の役職者による最終考課が実施され⁹³、代表取締役社長が人事考課を承認するものとされている⁹⁴。

人事考課の評価要素は、「対話シート」上、業務課題評価（業務課題に対する結果）と行動特性の二要素となっている。行動特性は、①知識・スキル、②戦略・課題（状況把握・課題発見力、計画策定力）、③指導・協働（リーダーシップ、協働的雰囲気醸成、成長促進力）の3項目によって評価される。評価基準は、「S：いつでも上位職位を代行できるほど、非常に優れている」、「A：当該職位として明らかに優れている」、「B：当該職位として標準的である」、「C：当該職位として明らかに劣っている」、「D：当該職位としてふさわしくないほど劣っている」の5段階である⁹⁵。「対話シート」上の評価要素において、コンプライアンス遵守に関する評価項目は不見当である。この点について、2019年2月6日開催の第1回コンプライアンス委員会において、行動特性の評価にあたってコンプライアンスに関する要素を重要視することを検討したいとの方向性について報告がなされていたが⁹⁶、その後において、実際に行動特性にコンプライアンスに関する評価要素が追加されることはなかった。過去に、UEXにおいて、後述3(1)オのとおり、インド企業向け不正輸出取引が生じた場合において、当該不正をしたG氏の当該期間の総合評価がDとなった事例があるものの、不正が発覚して初めてそのことが人事評価にて総合考慮されるのみであり、コンプライアンス遵守が評価項目として明記されていないことから、日常的にコンプライアンスを遵守することが人事評価上のインセンティブにはなっていなかったと認められる。

なお、昇格は、管理職については、担当執行役員・代表取締役社長による決裁後に経営会議で決定するとされ、管理職以外については、部長による決裁後に担当執行役員が決定し、代表取締役社長に報告するとされている⁹⁷。他方で、降格は、管理職であるか否かを問わずすべての従業員について、担当執行役員・代表取締役社長による決裁後に経営会議で決定するとされている⁹⁸。また、人事異動については、就業規則において、会社は、業務の都合により、勤務地又は所属の変更を命ずることがあるとされ⁹⁹、部店長以上については、担当執行役員・代表取締役社長・経営会議による決裁後に取締役会で決定するとされ、部店長以外の管理職については、担当執行役員・代表取締役社長による決裁後に経営会議で決定すると

⁹¹ 人事考課規程 11 条

⁹² 人事考課規程 8 条

⁹³ 人事考課規程 8 条

⁹⁴ 人事考課規程 12 条

⁹⁵ 人事考課規程 14 条

⁹⁶ 2019年2月6日付け第1回コンプライアンス委員会議事録

⁹⁷ 決裁基準表 12 頁

⁹⁸ 決裁基準表 12 頁

⁹⁹ 就業規則 9 条

され、その他については、部長の決裁後に担当執行役員が決定するとされている¹⁰⁰。実際に、UEXにおいては、当該決裁基準に従って人事異動等を決定していたことが認められる。

(2) 貿易部における人員配置状況

2024年10月末時点で、UEX貿易部に所属する従業員は、下表No.3ないしNo.7の計5名であるところ、当該5名、E氏及びF氏が貿易部に所属していた期間は、下表のとおりである。

No.	氏名	入社年月日	貿易部所属期間	貿易部所属年月数* /勤続年月数
1	E氏	2017年10月1日	2023年2月1日～2024年6月19日 (貿易部長)	1年4か月 /7年4か月
2	F氏	1981年4月1日	1981年4月1日～2006年1月31日 2011年10月1日～2023年1月31日 (貿易部長)	36年2か月 /41年10か月
3	G氏	1999年4月1日	2002年4月1日～2003年3月31日 2006年4月1日～現在	19年10か月 /25年10か月
4	H氏	2004年4月1日	2008年4月1日～現在	16年10か月 /20年10か月
5	K氏	2007年4月1日	2007年4月6日～現在	17年10か月 /17年10か月
6	I氏	2010年2月1日	2010年2月1日～現在	15年0か月 /15年0か月
7	L氏	2022年10月1日	2022年10月1日～現在	2年4か月 /2年4か月

*2025年1月末時点

また、直近7年間における貿易部の所属従業員は下表のとおりである。

年月	所属従業員
2018年4月	部長：F氏 チームリーダー：G氏 マネジャー：H氏 担当：K氏 担当：I氏 担当：J氏
2019年4月	部長：F氏 チームリーダー：G氏 マネジャー：H氏 担当：K氏 担当：I氏

¹⁰⁰ 決裁基準表 12 頁

年月	所属従業員
2020年4月	部長：F氏 チームリーダー：G氏 マネジャー：H氏 担当：K氏 担当：I氏
2021年4月	部長：F氏 チームリーダー：G氏 マネジャー：H氏 担当：K氏 担当：I氏
2022年4月	部長：F氏 チームリーダー：G氏 マネジャー：H氏 担当：K氏 担当：I氏
2023年4月	部長：E氏 チームリーダー：G氏 マネジャー：H氏 担当：L氏 担当：K氏 担当：I氏
2024年4月	部長：E氏 チームリーダー：G氏 マネジャー：H氏 担当：L氏 担当：K氏 担当：I氏

上表のように、貿易部においては、一度貿易部に配属されると長期間にわたって貿易部において勤務を続けている実態があり、入社や退職以外において、ほとんど人事異動による所属員の変更は見られない。すなわち、貿易部においては、人員の固定化の傾向が顕著であると認められる。

貿易部において人員が固定化する理由としては、UEXにおける人手不足、語学能力の問題、国内営業とは異なる貿易部での海外営業の特殊性、人事部が存在せず人事政策が策定されていないことなどが挙げられる。

3 貿易部の取引

(1) 貿易部における取引状況

ア 貿易部における一般的な取引状況

貿易部は、ステンレス鋼等の輸出入や安全保障輸出管理のための該非判定等の業務を行

うこととされている¹⁰¹。実際、貿易部では、主に東南アジアに対するステンレスや鋼板の輸出、又は、中国及び台湾からのステンレスや鋼板の輸入を行っていた。初めて取引する海外企業の場合には、登記簿等の基礎資料の入手が困難な場合もあることから、当該企業のホームページを調べたり、当該企業からカタログを提供してもらうなどして取引先の情報を入手していた。海外企業の場合には東京商工リサーチなどを使用して当該企業の調査を行う場合もあるが、すべての取引で調査会社を利用するわけではなかった。

得意先との取引においては、L/C 決済か全額前受のいずれかによる決済を原則としている。L/C 決済の場合には、L/C 口座開設の確認後に仕入先への発注を行っていた。全額前受の取引は、得意先からの注文書にその旨が記載されており、得意先からの入金を確認された後に仕入先に発注を行っていた。L/C 決済には口座開設に手数料がかかることから全額前受での取引が多いものの、全額前受での取引ができない場合であって、かつ、UEX が設定した与信枠に不足する場合には、貿易保険を付保することによって不足する与信枠を補うことが行われていた。

貿易部貿易チームのマネジャーである H 氏担当の取引では、ほとんどが全額前受で取引され、原則、全額前受以外の取引は拒否していた。ただし、H 氏担当の取引において、設定した与信枠を契約金額が超過した場合に、例外的に NEXI による貿易保険を契約金額全額を対象として付して取引を行った事例が 3 件存在した。UEX が設定した取引額が与信枠に不足する場合に、貿易部では、韓国企業等との間の多くの取引で貿易保険が付保されていたほか、シンガポール企業との間の貿易取引 1 件及びインドネシア企業との間の貿易取引 2 件でも貿易保険が付保されていたが¹⁰²、シンガポール企業とインドネシア企業との間の貿易取引に関しては NEXI に対して保険金請求をしたことはなかった。

イ 本件韓国取引における関係者の役割分担

(ア) 貿易部における G 氏の担当業務

G 氏は、UEX に入社以来、長年にわたり貿易部に所属し、2014 年 4 月からは貿易チームのチームリーダーを務めている。

G 氏がチームリーダーとして担っていた職責は、以下のとおりである¹⁰³。

- ・新たに販売を開始し、又は販売を継続するに当たっては、得意先の要望事項及び経営状態等を迅速かつ正確に把握し、すみやかに部店長に報告する
- ・取引を新規に開始する場合又は再開・継続する場合は、信用管理規程「第 3 章 信用調査及び審査」に基づき、事前に取引先の信用状況等の調査を行い、その結果を部店長に

¹⁰¹ 業務分掌規程 13 条

¹⁰² 丙社・己社以外の NEXI 保険物件

¹⁰³ 営業業務規程 17 条、決裁基準表 22 頁

報告し、新規取引の開始等が認められた場合には、部店長の承認を得た上で、経理部の営業管理チームに対して取引先コードの新設等を依頼する

- ・信用限度申請書を作成して信用管理規程に定める決裁権限者の決裁を受け¹⁰⁴、実際のステンレス鋼等の輸出入の取引に当たっては、取引先ごとに取引条件を具体的に決めて確実に実行し、その結果を貿易部長に報告する

なお、信用限度が 2000 万円以下の稟議はチームリーダーが行うものとされ¹⁰⁵、貿易部長が、決裁を行うものとされていた¹⁰⁶。

G 氏は、韓国企業、台湾企業、ドバイ企業、キューバ企業等の営業を担当し、キューバ企業との取引では、後述エのとおり、NEXI の貿易保険を利用して取引を行っていた。

(イ) 貿易部における F 氏の担当業務

F 氏の担当業務は、本件韓国取引当時、貿易部の部長として、前述（ア）のとおり、G 氏を含めた貿易部員からの、取引先の経営状態や信用状況等の調査結果や、取引先コードの新設等といった各種報告を決裁する業務を担っていた。なお、信用限度が 2000 万円を超え 1 億円以下の稟議は部長が起案して担当執行役員の決裁を受け、1 億円を超える稟議は部長が起案して代表取締役社長の決裁を受けることとされていた¹⁰⁷。

実際、F 氏は、前述の決裁業務を通じて貿易部員を指揮、監督していたが、G 氏以外の貿易部員からの報告等については基本的には G 氏を通じて報告等をさせ、また、G 氏を通じて貿易部員にフィードバックしていた。なお、F 氏と G 氏とは、同じ大学の同窓で、F 氏が先輩に当たる関係であった。本件韓国取引当時、F 氏の直属の上司は貿易部の担当執行役員の E 氏であったが、E 氏との折り合いは悪かったのに対し、営業統括取締役であった B 氏との関係は良好であったことから、F 氏は、E 氏に対しては直接報告等せず、B 氏に直接報告等していた。

(ウ) 貿易部における I 氏の担当業務

I 氏は、貿易部の事務職として、主として G 氏の業務補助を担当し、G 氏の指示の下で各々の事務作業に従事していた。

具体的には、I 氏は取引先から注文をメールで受領し、注文書の表紙等を作成するなどしていた。なお、その際には G 氏の決裁を受けていた。

I 氏は、取引に付保する場合には、G 氏の指示の下、NEXI に対して付保の申し込みを行っていた。

¹⁰⁴ 営業業務規程 13 条

¹⁰⁵ 信用管理規程 13 条 1 項

¹⁰⁶ 信用管理規程 17 条、職権限規程 23 条、決裁基準表 20 頁

¹⁰⁷ 決裁基準表 20 頁

L/C 決済にて取引が行われる場合には、I 氏が銀行に船荷書類一式を提出し、銀行から、支払を受けていた。

一方、一部前受金で支払われる取引の場合には、残金の支払が遅れると I 氏が支払の督促を行っていた。

ウ N 氏との取引状況

(ア) 甲社

甲社は、2011 年 5 月に設立された、韓国に所在する鉄鋼及び非鉄金属の流通、貿易及び卸売業を営む株式会社である。N 氏が設立し、登記上の代表者は、2017 年 2 月から N 氏となっている。N 氏以外の役員は●（N 氏以外の第三者）のみである。

UEX においては、2012 年 8 月以降、コイルなどの販売先として甲社との取引が行われていた。

なお、甲社との取引の決済条件は L/C 決済であり、UEX 内のシステム上の与信分類も L/C 決済で登録されており、債権管理等について特筆すべき点は見当たらなかった。

甲社との個別の取引年月日、契約金額等は別紙 5（甲社取引一覧）（略）のとおりである。

(イ) 乙社

乙社は、2013 年 9 月 11 日に設立された、韓国に所在する鉄鋼・非鉄の加工・製造・貿易等を業とする株式会社である。登記簿上の代表者は N 氏であり、N 氏が利用していたと思われる名刺においても「社長」を名乗っていることから、名実ともに N 氏の個人会社であることが窺われる。

UEX においては、2014 年 2 月以降、8 回程度、乙社をミルシート¹⁰⁸の需要家¹⁰⁹として取引を行っているが、UEX からメーカーに対して、大要「甲社と同じ人物が乙社という名前でも仕事をしているので、発注者は乙社になる可能性もあるが同じ会社である」などと説明していたこともあったのであり¹¹⁰、N 氏が自らの都合に応じて、発注者を甲社としたり乙社としたりして、振り分けながら取引を進めていたことが窺われる。

なお、乙社との取引の決済条件は L/C 決済であり、UEX 内のシステム上の与信分類も L/C 決済で登録されており、債権管理等について特筆すべき点は見当たらなかった。

¹⁰⁸ 鋼材メーカーが発行する鋼材の品質を証明する書類

¹⁰⁹ 実際に製品を利用する者のこと

¹¹⁰ 2014 年 3 月 14 日付け G 氏から●氏宛の「RE:韓国向け新規見積依頼」と題するメール

(ウ) 丙社

丙社は、2016年2月に設立された、韓国に所在する非鉄金属の卸売及び小売業を営む事業者（法人ではなく個人事業主）である。登録上は●（N氏以外の第三者）となっているが、G氏がNEXIに対して丙社を海外商社登録する際に提出した丙社に関する「BUSINESS INFORMATION REPORT」（Korea Enterprise Data発行）の共同CEOにN氏の名前が記載されていること、N氏がG氏に対して、丙社はN氏の会社である旨説明している¹¹¹ことなどから、実質的にはN氏が自らの事業を行うために設立し、支配しているとみられる。

UEXにおいては、2018年2月以降、ステンレス鋼板の販売先として丙社との取引が行われていた。丙社との取引は、当初は決済条件をL/C決済とし、UEX内のシステム上の与信分類もL/C決済で登録されていた。その後、丙社側のL/C開設手数料軽減等を目的として、2018年11月以降の取引についてはNEXIの付保を利用した電子送金決済（以下「**T/T決済**」という。）となっていたが、UEX内のシステム上の与信分類はL/C決済のままであった。

丙社との個別の取引年月日、契約金額等は別紙6（丙社取引一覧）（略）のとおりである。

丙社との取引においては、支払遅延が繰り返され、N氏から少額の返済は行われていたものの、全額回収まで相当な時間を要すると見込まれたことから、2021年1月12日、UEXからNEXIに対する保険金請求が行われ、同月29日に保険金が支払われた。

(エ) 丁社

丁社は、1998年3月に設立された、韓国に所在する非鉄金属、圧延、圧出、製造及び販売業等を営む株式会社であり、後述（オ）の戊社とは別会社である。丁社の役員等にN氏の名前はなく、G氏は、同社の営業担当がN氏の知人であるとN氏から聞いていた。

丁社は、UEXにおいては、2018年9月10日に丁の名称で、決済条件をL/C決済とし、UEX内のシステム上の与信分類もL/C決済で登録され、UEXとの取引が開始された。

2019年7月以降、UEXは、戊社との間でステンレス鋼板の販売顧客として取引を行ったが、その際、戊社について、引き続き丁の名称で取引先登録及び取引処理を行っていた。

(オ) 戊社

戊社は、1997年1月に設立された、韓国に所在する特殊鋼及びステンレス販売業等を営む株式会社である。同社とN氏との関係は判然としないものの、戊社の役員等にN氏の名前はないことから、N氏は、直ちに戊社に取引代金を支払わせることができるような立場にはなかったと考えられる。

前述（エ）のとおり、UEXにおいては、2019年7月以降、ステンレス鋼板の販売先とし

¹¹¹ 2018年2月5日付けN氏からG氏宛ての「310S PLATE」と題するメール

て、丁社について取引先登録されていた丁社の名称を用いて戊社との取引が行われており、当初は決済条件を L/C 決済とし、UEX 内のシステム上の与信分類も L/C 決済で登録されていた。その後、戊社側の L/C 開設手数料軽減等を理由として、2019 年 10 月以降の取引については NEXI の付保を利用した T/T 決済となっていたが、UEX 内のシステム上の与信分類は L/C 決済のままであった。

戊社との個別の取引年月日、契約金額等は別紙 7 (己社取引一覧) (略) のとおりである。

戊社との取引においては、2019 年 12 月頃から、支払遅延が発生し、N 氏から少額の返済は行われていたものの、全額回収まで相当な時間を要すると見込まれたことから、2021 年 1 月 12 日、UEX から NEXI に対する保険金請求が行われ、同月 29 日に保険金が支払われた。

なお、G 氏らは、UEX 社内においては丁社、NEXI との契約においては戊社の名義を使用しているが、実質的には同一の取引を指すものであるため、以降の本報告書における記載では、特に区別の必要がない限り、両社を合わせて「己社」と表記する。

(カ) 庚社

庚社は、2015 年 12 月に設立された、韓国に所在する配管材料や鉄鋼の卸、小売業、製造業及び貿易業等を営む株式会社である。庚社の役員等に N 氏の名前はなく、同社と N 氏との関係は判然としない。

登記上の代表者は● (N 氏以外の第三者) となっており、UEX においては、2019 年 5 月以降、ステンレス鋼板の販売顧客として庚社との取引が行われていた。

UEX と庚社との取引は、システム上の与信分類を L/C 決済として登録されていたが、2019 年 9 月に一度、NEXI の付保を利用した T/T 決済で取引が行われた。NEXI から保険金の入金があった 2021 年 2 月以降は、NEXI から指示された丙社及び己社に対する未回収代金 (回収金) を確保するため、N 氏を仲介者として L/C 決済での取引が行われ、N 氏の合意のもと、N 氏へ仲介手数料を支払わず、当該手数料相当額を未回収金の回収に充てていた。

(キ) 辛社

辛社は、2020 年 9 月に設立された、韓国に所在する鉄鋼及び非鉄の流通業、貿易業、卸及び小売業等を営む株式会社である。登記上の代表者は● (N 氏以外の第三者) となっているが、社内理事には N 氏も就任しており、実質的には N 氏が自らの事業を行うために設立し、支配しているとみられる。

UEX においては、2023 年 8 月 9 日に仕入先登録 (与信分類は「与信未設定」で登録) されているが、辛社との売買取引は行われていない。

(ク) その他

前述(ア)から(キ)の各社のほか、N氏と同様、UEXから仲介手数料を支払っている会社として壬社という社名が本調査において挙げられたため、念のため同社についての登記簿を確認した。

壬社は、韓国に所在する現社名を癸社とする2021年7月2日設立の鉄鋼の卸・小売業等を行う株式会社と同一の会社と思われる。登記簿上の代表は●(N氏以外の第三者)という人物であり、登記簿上、N氏の存在や支配を窺わせる特段の記載はなかった。

UEXと壬社との取引はL/C決済あるいは壬社を介した取引において壬社に仲介手数料を支払っている取引のみであり、その他証憑類からも不審な点は認められず、N氏との関係を窺わせる事情も認められなかった。

エ キューバ案件の取引状況

UEXにおいては、遅くとも2007年から2020年10月まで、キューバ企業を顧客とする取引を行っていたところ、UEXとキューバ企業との取引(以下「キューバ案件」という。)は、決済条件をL/C決済とし、UEX内のシステム上の与信分類もL/C決済で登録されていた。また、2019年10月までの取引についてはNEXIの付保を利用していた。なお、キューバ企業との取引において、UEXが前受金の支払を受けたことはなかった。

キューバ案件については、キューバ国内情勢の悪化により、2007年6月以降の取引について支払遅延が発生することとなった。その後、キューバ案件については、2019年10月頃までに、UEXからNEXIに対する保険金請求が行われ、同月25日までに保険金が支払われた。

このように、キューバ案件において、支払遅延が発生して保険金請求をした理由は、キューバ国内の情勢悪化によるものであって、UEXにおいて何らかの不正が行われたと窺われるような事情は存しなかった。

オ 本件韓国取引以前の不正取引(インド企業向け不正輸出取引)

UEXでは、2014年3月、インド企業向けチタン合金丸棒の輸出取引において、G氏が、本来は手続上輸出許可が必要であったのに、在庫の処理を期限までに間に合わせるため、同許可が不要となるようにメーカーが発行するミルシート上の数値を改ざんするなどの手段を用いて、同許可を得ることなく当該輸出取引を行った。その後、2015年3月に横浜税関による立ち入り検査が実施され、当該取引が外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)違反であることが指摘された。これにより、UEXは横浜税関及び経済産業省から注意を受けるという事案(以下「インド企業向け不正輸出取引」という。)が発生した。

もつとも、UEX 内において当該取引を知る者は、A 氏、B 氏、M 氏、F 氏及び G 氏ら一定の者に限られ、リスク管理委員会や監査役等には共有されなかった。また、ミルシートの改ざんなどを行った G 氏に対しては、その後、始末書を徴して賞与評価を D ランクに下げるなどの措置がとられた（賞罰委員会を開催して正式な懲戒処分が行われることはなかった。）。

なお、UEX では、インド企業向け不正輸出取引の再発防止策として、2015 年 6 月 18 日開催の経営会議において、安全保障輸出管理を適切に実施することを目的として、安全保障貿易管理規程を制定し、これに伴い、輸出等を行う場合には、当該貨物が外為法で規制される貨物か否かをチェックする該非判定シートを作成して決裁を受ける仕組みが導入された。もつとも、安全保障輸出管理規程が UEX の経営会議に上程された際、その上程の理由としては、インド企業向け不正輸出取引は伏せられ、単に「改正会社法の施行を受けたもの」との説明にとどまっていた¹¹²。

なお、本調査において、本件韓国取引以前では、インド企業向け不正輸出取引以外には明らかな不正取引は認められなかった。

（２）本件韓国取引の経過

ア 受注に至るまでの経緯

（ア）前述（１）ウ（ア）及び（イ）のとおり、UEX は、2012 年から N 氏が代表を務める甲社及び乙社と L/C 決済で取引をしていたが、2014 年頃に両社との取引がなくなった。UEX との取引がなくなった理由として、G 氏は、N 氏から取引先の倒産に伴い L/C 決済ができなくなったことから UEX での取引は一旦停止となり、その際に日本の商社が援助を行ったことから、日本からの調達一切を同社経由に切り替えたと聞いていたと述べている。その後も、G 氏は、N 氏との取引を再開させて韓国企業との取引を広げたいと考え、韓国出張の際に N 氏を訪問するなど同氏とのやりとりを継続していた。実際、2017 年 7 月頃の G 氏と N 氏とのやりとりでは、N 氏からは乙社で取引がしたい旨、G 氏から NEXI では甲社のランクが EF のため保険枠は通常 2000～3000 万円である旨の連絡をするなど、韓国企業等との取引再開に向けて、NEXI の貿易一般保険の利用を検討していた形跡がある¹¹³。

G 氏は、この当時に N 氏とやりとりしていた際には、L/C 決済では取引先も UEX も手数料がかかるだけでなく、取引先が L/C を開設する手間がかかるが、NEXI の貿易一般保険を利用すれば、L/C 決済よりも手数料を安く抑えられ、取引先も L/C 開設に要する手間もないことから、NEXI の貿易一般保険を利用して N 氏と取引をすれば、UEX 貿易部の売上を伸ばして利益を上げることができると考えていた。なお、G 氏は、後に L/C 決済よりも NEXI の保

¹¹² 2015 年 6 月 18 日付け貿易部作成の「安全保障輸出管理規程制定の件」と題する書面

¹¹³ 2017 年 7 月 7 日から 2017 年 7 月 11 日までの間における G 氏と N 氏との間の「304 plate」と題する一連のメール

険料の方が高くなることが分かったことから、NEXI の保険料を N 氏側に負担させている。

結局、2017 年時点では成約に至らず、UEX は、丙社（2018 年 5 月船積）、甲社（2018 年 10 月船積）及び丁社（2018 年 11 月船積）と取引を再開させた。なお、このときは各社とも L/C 決済で取引が行われ、UEX 内のシステム上の与信分類でも各社ともに L/C 決済と登録されている。いずれの取引も各社の窓口は N 氏であり、N 氏が指定した取引先と取引していた。ただし、G 氏は、丙社、甲社及び己社との間で基本契約書を作成しておらず、発注書（PURCHASE ORDER）も取引先のサインがないまま取引が進められるなど、貿易部及び営業管理部門において適切にチェックされていない場合があった。

なお、G 氏は、2014 年に甲社等との取引が一旦中断したことがあったことから、甲社の経営状態があまり良くなく、丙社や己社の方が、甲社よりは経営状態は良いものと理解していた。

このようにして、UEX は、韓国企業等との取引を再開したものの、G 氏は、2018 年 8 月頃、N 氏から、丙社が NEXI でどの程度の与信枠を取ることができるかを調べてほしい旨言われたことから¹¹⁴、UEX が負担する L/C 決済の手数料を削減し、NEXI の貿易保険を利用し、その保険料を N 氏側に負担してもらうことで、UEX 貿易部としての利益を上げることができるのではないかと考えた。

(イ) また、F 氏及び G 氏は、契約金額の 10% を前受金として受領しておけば、不払があっても 100% のリスクヘッジができると誤信し、契約金額の 10% を前受金として受領するスキームを考案した。このような前受金スキームについて、F 氏及び G 氏は、従前、NEXI の貿易一般保険を利用したキューバ案件において支払遅延が生じ、その回収に苦労したことから、前受金として受領しておけば回収の際のリスクを軽減することができると考えていた。もともと、実際には、NEXI の貿易一般保険の船積後の信用危険は前受金を除いた輸出契約金額の 90% が上限であったため、契約金額の 100% のリスクヘッジはできないものである。

そして、F 氏及び G 氏は、2018 年 10 月頃、当時、営業統括の取締役兼専務執行役員であった B 氏と面談し、信用リスクはあるが、昔から付き合いがあり、契約金額の規模もあって、それなりの収益も見込めるため韓国の企業と取引がしたい旨相談した。すると、B 氏からは、「100% 保全できないような取引は認められない。」旨言われたことから、B 氏に対し、NEXI の貿易一般保険を使い、90% は NEXI で付保され、残りの 10% は前受金として受領することで 100% 保全できる旨説明した。B 氏は、その報告を受けて 100% 保全できると考え、NEXI の貿易一般保険を利用して取引することを了承した。

(ウ) なお、前述(1)ウ(ウ)のとおり、丙社との取引については、L/C 決済での取引から NEXI の貿易一般保険を利用した取引に変更されているところ、NEXI の貿易一般保険を利用

¹¹⁴ 2018 年 8 月 8 日付けの N 氏から G 氏に宛てたメール

した取引は、信用管理規程上、信用限度の設定を不要とする例外的場合として規定されていなかったのであるから¹¹⁵、同規程に従って信用限度を設定して与信管理が行われるべきであったが、UEX 内のシステム上の与信分類は L/C 決済の登録のままであり与信管理は全くなされなかった。また、前述(1)ウ(エ)のとおり、丁社との取引については、UEX 内のシステム上の与信分類でも L/C 決済と登録され、実際に L/C 決済で取引を行っていたが、新たに戊社と NEXI の貿易一般保険を利用した取引を開始するに当たり、新たな取引先として戊社の取引先登録が行われず、与信限度も設定されなかったことから、NEXI の貿易一般保険を利用した戊社との取引において与信管理は全くなされなかったばかりか、取引処理においても丁社の取引先コードを使って戊社との取引処理が行われていた。それにもかかわらず、その点の誤りが貿易担当役員及び営業管理部門により是正されることもなかった。

(エ) さらに、本件韓国取引では、UEX 内で N 氏と会ったことがあったのは G 氏のみで、事務的な作業を除いて N 氏とのやりとりは G 氏が専ら担当するなど、当該取引が G 氏に属人化していた。

イ 貿易保険利用以前の取引状況

2018 年 1 月以降の本件韓国取引の取引状況の詳細については、別紙 8 (3 社取引一覧) (略) のとおりである。

取引の受注については、N 氏から G 氏に対し、必要な製品の数量やサイズなどを記載したメールを送信して見積りを依頼し、価格について N 氏の要望を踏まえて G 氏が仕入先との間で交渉を行った上、注文内容についてまとまった段階で、N 氏から PURCHASE ORDER が G 氏に送付され、注文を受けるという流れで行われていた。

また、G 氏は、本件韓国取引のうち、少なくとも PURCHASE ORDER 発行年月日が 2018 年 8 月 30 日及び同年 9 月 18 日付けの丙社名義のものについて、その名義にもかかわらず、甲社の N 氏を窓口としてメールのやりとりを行い、最終的に甲社を需要家としたミルシート、INVOICE、PACKING LIST などの船荷書類を作成の上、取引を行うなどしていた。そして、遅くとも 2018 年 10 月以降の本件韓国取引では、発行者のサインが記載されずに空欄のままとなった PURCHASE ORDER が利用されるようになった。

さらに、G 氏は、UEX の貿易部における輸出取引において代金の支払期日を B/L 発行日の 30 日後に設定することが通常であったにもかかわらず、本件韓国取引においては、その期日を B/L 発行日の 60 日後から 180 日後にかけての期間に設定して取引を複数回行った¹¹⁶。G 氏は、このような長期の支払猶予期間を設定した理由について、N 氏から、最終的な販売先による支払が当該支払猶予期間の設定時期頃になる旨説明を受けたからである旨供述し

¹¹⁵ 信用管理規程 8 条各号

¹¹⁶ 各 INVOICE など

ており、事実上、N氏の販売先の信用リスクをUEXが引き受ける構造の取引を実施していた。

結局、G氏は、N氏との間の取引において、実質的には取引先がN氏の営む会社1社であったにもかかわらず、甲社、己社、丙社等複数の会社名義を利用して、取引先の登録、該非判定シートへの記載、OCの発行と仕入先への発注、I氏に対する指示を通じた船荷書類の発行等を行った。

ウ 保険契約を利用した取引における支払遅延の発生状況等

(ア) 貿易保険の利用開始状況

G氏は、前述アの経緯の下、2018年10月30日に受注した丙社名義での取引につき、同年11月1日にNEXIの貿易一般保険を利用して以降、N氏との間の取引において、NEXIの貿易保険を利用するようになった。

貿易保険を利用したN氏との間の取引の状況等については、別紙9（貿易保険を利用した取引状況等）（略）記載のとおりである。

また、付保申込時の状況及びG氏らの認識については、後述エのとおりである。

(イ) 支払遅延の発生状況

本件韓国取引は、前述（ア）の2018年10月30日に受注した丙社名義での取引が、2019年4月7日に支払遅延に陥って以降、各支払が遅延することを繰り返していた¹¹⁷。支払が遅延した本件韓国取引の状況は、下表のとおりである（下表中、横軸に記載された取引略称（例えばH1、H2、G1など）は、別紙9（貿易保険を利用した取引状況等）（略）に記載された略称であり、「受」という記載は、取引を受注した時点、「期」という記載は、代金支払期日の時点、「遅」という記載は、支払期日を徒過し、支払遅延が開始した時点、「金」という記載は、契約金額全額の代金支払が終了した時点を示している。）。

¹¹⁷ 本件韓国取引について、NEXIを利用して付保された取引合計27件中、支払が遅延しなかった取引は1件のみであった。

日付	丙社名義の取引 (L/C決済を利用しないもの)																	己社名義の取引 (L/C決済を利用しないもの)										
	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H8	H9	H10	H11	H16	H17	H18	H19	H20	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11		
2018/10/30	受																											
2018/11/16		受	受																									
2019/1/25				受	受																							
2019/1/30						受																						
2019/3/29																												
2019/4/6		期																										
2019/4/7		遅																										
2019/4/25		金																										
2019/4/29																												
2019/4/30																												
2019/5/13								受	受																			
2019/5/30										受	受																	
2019/6/18																												
2019/6/19																												
2019/7/8																												
2019/7/9																												
2019/7/15																												
2019/7/22																												
2019/7/23																												
2019/7/25																												
2019/8/20																												
2019/8/27																												
2019/8/28																												
2019/9/4																												
2019/9/6																												
2019/9/10																												
2019/9/18																												
2019/11/12																												
2019/12/12																												
2019/12/13																												
2019/12/28																												
2019/12/29																												
2020/1/11																												
2020/1/12																												
2020/1/14																												
2020/1/16																												
2020/2/2																												
2020/2/3																												
2020/2/6																												
2020/2/10																												
2020/2/11																												
2020/2/12																												
2020/2/16																												
2020/2/17																												
2020/3/2																												
2020/3/14																												
2020/3/15																												
2020/3/24																												
2020/3/25																												
2020/4/7																												
2020/4/8																												
2020/4/12																												
2020/4/13																												
2020/4/21																												
2020/4/22																												
2020/5/10																												
2020/5/11																												
2020/5/21																												
2020/5/22																												
2020/6/15																												
2020/6/16																												
2020/7/4																												
2020/7/5																												

(ウ) 支払遅延中の新規取引の受注

① 丙社名義での取引の支払遅延中に新規取引を受注

G氏は、丙社名義での取引に関し、2019年5月13日以降、丙社名義での取引において支払遅延（H3、H4、H5）が順次生じていた中で、後述（オ）②の全額前受の取引に加え、新規取引を受注すること（H8、H9、H12、H13、H14及びH15）を繰り返したが、その状況は下表（略）のとおりである。

これらの新規取引は、いずれも他の丙社名義での取引の支払遅延中に受注した取引であり、得意先の与信分類がL/C決済として登録されていたため、いずれも一切与信管理を受けておらず、仮に与信分類が正しく登録され、与信管理を受けていたならば、支払遅延が生じている中で取引を重ねることにはならなかったと思われる。

② 己社名義での取引の支払遅延中に新規取引を受注

G氏は、2020年2月6日、下表（略）のとおり、己社名義での取引（G3）において支払遅延が解消していない状況であったのに、N氏との間で、更に己社名義で新規取引（G9、G10、G11）を受注した。

これらの新規取引は、いずれも他の己社名義での取引の支払遅延中に受注した取引であり、得意先の与信分類がL/C決済として登録されていたため、いずれも一切与信管理を受けておらず、仮に与信分類が正しく登録され、与信管理を受けていたならば、支払遅延が生じている中で取引を重ねることにはならなかったと思われる。

(エ) 支払遅延中の新規付保

G氏は、下表（略）のとおり、丙社名義での取引（H4）において支払遅延が生じている状況下で、2019年5月13日及び同月30日に受注した取引（H8及びH10）（支払猶予期間を180日間とした取引）に関し、2019年7月3日、新規の付保を行った。

また、G氏は、下表（略）のとおり、前述（ウ）②の己社名義での取引（G9、G10及びG11）に関し、2020年2月8日及び同月18日、それぞれ他の取引（G3及びG4）の支払遅延中に新規の付保を行った。

これらの新規付保は、丙社及び己社の支払遅延中に付保されたものであって、本来は付保申込の際に申告すべきであったが、UEXにおいて付保手続に関する社内規程が存在せず、どのような手続及び内容で付保手続をするかについてのチェック体制が貿易部内外になかったため、貿易部において支払遅延の事実を申告しないまま付保申込がなされてしまったものである。

(オ) 長期の支払猶予期間の設定状況

① 長期の支払猶予期間

G氏は、N氏から言われるがままに、2018年10月30日に受注した丙社名義での取引において、支払猶予期間をB/L発行日から90日に設定したが、これ以降の付保を伴う本件韓国取引でも、度々、N氏から言われるがままに、B/L発行日から60日を超える支払猶予期間を設定していた。

このような長期の支払猶予期間の設定状況は、丙社名義の取引に関しては下表(略)のとおりである。

特に、G氏は、前述(イ)の丙社名義での取引において支払遅延が繰り返し生じる状況の中、2019年5月13日及び同月30日にN氏から受注した取引においては、支払猶予期間をB/L発行日から180日に設定した。

また、G氏は、下表(略)のとおり、己社名義の取引に関しては、90日や110日といった長期の支払猶予期間を設定した。

このような長期の支払猶予期間を設定することは、N氏が本来その販売先に対して負う信用リスクをUEXが代わりに負担することと同義であった。

② 受注から前受金入金までの長期間の経過

G氏は、2019年6月26日から同年7月23日にかけて、N氏との間で、L/C決済も貿易保険も利用せず、全額前受の決済条件で新規取引を受注し(H12、H13、H14及びH15)、前受金入金前に、仕入先への発注を行った。

H12、H13、H14及びH15の取引は、NEXIによる付保がされず、決済条件を全額前受と定められていたが、実際は、受注から前受金入金までの期間が63日ないし101日という長期間となっており、仕入先へ発注したにもかかわらず前受金が入金されないというリスクをUEXが負うことになるものであった。

これらの受注状況は、下表(略)のとおりである。

(カ) 丙社名義での入金を己社名義での取引の代金支払に充当

G氏は、2020年2月3日、丙社名義及び己社名義でのいずれの取引(H16、G2及びG3)においても、同日の時点で支払期日を迎えていた状況であったにもかかわらず、丙社名義でUEX名義の銀行口座に入金された769,985米ドルについて、己社名義での取引(G2)の支払に充当した。また、G氏は、2020年2月6日、丙社名義での当該取引(H16)の支払遅延が

解消していなかったにもかかわらず、丙社名義で UEX 名義の銀行口座に入金された 377,182 米ドルについて、己社名義での取引 (G3) の支払に充当した。

これらの充当状況は、下表 (略) のとおりである。

(キ) 異常値リストによる発報状況及びそれに対する G 氏の対応

前述 (ア) の 2018 年 10 月 30 日に受注した丙社名義での取引は、2019 年 1 月に船積が行われたことから、UEX において同月に売上が計上されたが、実際には支払期日前であった。それにもかかわらず、2019 年 2 月から同年 4 月にかけて連続で、異常値リストによる発報が行われた。G 氏は、これらの異常値リストには、原因欄に「売上基準の違い」又は「検収のずれ」と記載し、対応欄には 4 月に入金予定である旨記載し、上長及び経理部への決裁へと回付し、経理部から何ら指摘を受けることなく決裁が終了した。

前述 (イ) の表記載の 2018 年 11 月 16 日に受注した取引は、2019 年 4 月 7 日に支払遅延となったが、G 氏は、2019 年 5 月の異常値リストには、原因欄に「検収ずれ」と記載し、5 月 8 日に入金予定である旨記載したのみで、支払が遅延していることを記載せず、上長らの決裁に回付し、経理部から何らの指摘も受けずに決裁を終えた。

2019 年 5 月末の時点で、N 氏との間の取引に関して支払が遅延しているものは一旦なくなった。しかしながら、2019 年 6 月には、売上計上の時期が原因となり、同年 5 月分の異常値リストによる発報があった。これに対し、G 氏は、前月同様の対応をとった。

G 氏は、2019 年 7 月、丙社名義での取引 (前述 (イ) の表の H4、H5 及び H6) に関して支払遅延が発生していたが、原因欄に「売上基準の違い」と記載し、対応欄には 7 月中に入金予定である旨記載したのみで、支払が遅延していることを記載せず、上長らの決裁に回付し、経理部から何らの指摘も受けずに決裁を終えた。

G 氏は、2019 年 8 月、丙社名義での取引 (前述 (イ) の表の H4、H5 及び H6) の支払遅延状況の中、ようやく異常値リストに入金遅延中である旨付記するようになった¹¹⁸。このとき、当該異常値リストには、丙社名義での取引に関し、5383 万 7771 円の未回収債権が存在する旨記載された。もっとも、2019 年 8 月 1 日の時点で、己社名義での取引は発報対象となっていなかったものの、丙社名義及び己社名義に係る N 氏との間の支払前の取引総額は、300 万米ドルを超えていた上、全額前受が決済条件となっていた取引に関しても、入金されていない前受金が 9 万米ドル以上存在する状況であった。G 氏は、2019 年 8 月 1 日、同年 6 月 19 日に支払遅延となった取引 (前述 (イ) の表の H4) に関し、損失等発生通知の通知期限が迫っていたことから、NEXI に対し、当該通知を実施した。他方、G 氏は、2019 年 8 月中に、不安債権状況報告書を提出することはなかった。

2019 年 12 月 13 日以降、丙社名義及び己社名義での取引を合算すると、常に複数の取引において支払遅延がある状態が継続するようになった。そして、2020 年 1 月以降、丙社名

¹¹⁸ 各異常値リスト

義及び己社名義での取引に関し、支払遅延により、毎月異常値リストによる発報が行われるようになると、G氏もその原因欄に「売上基準の違い」とは記載せず、別紙を添付して具体的状況を説明するようになった。

エ 付保申込に係る G 氏らの認識等

(ア) 2018年10月以降、貿易保険を利用したN氏との間の取引に関する契約状況、支払遅延の発生状況、付保状況等は、前述ウのとおりであるが、以下では、これらの取引における付保申込に係るG氏らの認識等について述べる。

(イ) まず、G氏は、貿易保険を利用したUEXとN氏との間の取引に関し、2019年2月7日保険契約締結に係る付保申込について、I氏に対して付保を指示し、I氏を介し、PURCHASE ORDERの合計額から前受金相当額を控除した金額についての付保申込を行った¹¹⁹が、当該付保申込の際には、G氏は、前受金相当額を控除した金額についての付保申込をしたことまで確認していなかった。また、G氏は、2019年7月3日及び8月30日保険契約締結に係る付保申込において、I氏に対して付保を指示し、当該付保申込前に、I氏から、前同様に前受金を控除した金額を入力した付保内容の確認を求められた際に、I氏から、前受金相当額を控除する必要があり、契約金額全体を付保対象とすることは誤りである旨の指摘を受けた。当該指摘を受け、G氏は、契約金額から前受金を控除しない取扱いが誤りかもしれないと認識したが、前述ア(イ)のとおり、B氏に問題ない旨報告して了承を得ていた手前、自らの誤りが明確になることを恐れ、NEXI発行のパンフレットなどの記載を敢えて確認することなく、I氏に対し、PURCHASE ORDERの合計額から前受金相当額を控除せず、契約金額全体を付保対象として付保申込を行うよう指示した¹²⁰。I氏は、G氏の指示に基づき、指示内容どおりの付保申込を行った。

G氏は、この取引以降、貿易保険を利用した本件韓国取引に関し、前受金相当額を控除せず、取引金額全体を付保対象とした付保申込を繰り返したが、この取扱いが、NEXIの規定に違反することを確信するに至ったのは、遅くとも2020年3月頃であった¹²¹。G氏は、前受金相当額を控除せずに、契約金額全体を付保対象とした付保申込がNEXIの規定に違反することに気付くや、F氏にどう対応すべきか報告・相談した。これに対し、F氏は、「(B氏

¹¹⁹ 2019年2月7日保険契約締結に係る付保申込について、I氏は、G氏の指示の下、PURCHASE ORDERの合計額453,000ドルから前受金相当額50,000ドルを控除した金額(ただし、入力時の誤入力により、実際に付保申込された金額は408,240ドルである)について、付保申込を行った。当該取引に係る2019年2月7日付けPURCHASE ORDER、同日付けNEXIのWEB付保申込情報

¹²⁰ 2019年7月3日及び8月30日保険契約締結に係る付保申込について、I氏は、G氏の指示の下、PURCHASE ORDERの合計額105,464.84ドルから前受金相当額10,547.68ドルを控除せず、付保申込を行った。当該取引に係る2019年7月3日付け及び8月30日付けPURCHASE ORDER、同日付けNEXIのWEB付保申込情報

¹²¹ 2020年4月14日付けG氏からI氏宛での「NEXI損失ドラフトに関して」と題するメール

に100%保全できる旨説明した以上)今さら後戻りはできない。このまま(契約金額全体を付保対象とすることを)続ける。」などと述べ、G氏に対し、NEXIに対して付保金額を訂正するなどの是正措置をとることを指示せず、当初想定していたスキームどおりに前受金相当額を除かずに付保したまま手続を進めることを指示した。

オ 保険金の請求状況

(ア) G氏及びI氏は、2020年3月24日、NEXIに対し、支払遅延に陥っている旨の損失等発生通知を行い、それ以降、支払遅延に陥った他の取引に関しても、同様の事故発生通知を行うようになった。

(イ) G氏は、2020年4月頃、丙社名義及び己社名義での取引に関して長期支払遅延状態が発生していることを認識した執行役員経理部長のC氏から、不安債権に関する信用管理規程違反の指摘を受け、2020年4月9日、丙社名義及び己社名義での取引に関して不安債権状況報告書を作成し、F氏、E氏、B氏、C氏らの決裁に回付した。

G氏は、それ以降、C氏から丙社名義の取引及び己社名義での取引に関し、債権回収の見込みなどについて度々質問を受け、保険金請求を行うように検討を求められたが、C氏からの追及に対し、N氏は信用できるため支払を待つ旨強弁し、保険金請求を先延ばしにしていた。

このようなG氏の方針に対して、さらに、F氏、E氏、B氏、C氏らにおいて不安債権状況報告書の内容を詳細に検討した形跡は見当たらなかった。

(ウ) G氏及びF氏は、2020年11月頃、保険金請求期限が迫ってきたこと及びC氏から不安債権状況報告書上で保険金請求手続を示唆されたことから、NEXIに対する保険金請求を行うことを決意し、N氏との間の取引に関し、UEXにとって未回収金額が発生しないよう、実際に受領した前受金の金額を控除することなく、下表の取引に関する保険金請求を行うこととした(なお、下表の黄色ハイライト部分は、本請求において、実態と異なる記載をした部分(前受金)について示したものである。)

取引先	保険証券番号	対象取引の契約金額全体 (付保対象の債権金額 (USD))	前受金(実際は以下の とおり受領しているが、保険 金請求時はいずれも0と記 載した。)	後払金(以下のとおり受 領し、保険金請求時にも 計上した。)	保険金請求の対象とした 損失発生額(USD)	請求した保険金の金額(円) (損失発生額の90%) (小数点以下切捨て)	
丙社		US\$273,577.85	US\$26,930.71	US\$130,000.00	US\$143,577.85	¥13,559,060	
		US\$190,306.03	US\$18,972.00	0	US\$190,306.03	¥18,232,268	
		US\$32,464.60	US\$3,235.00	0	US\$32,464.60	¥3,043,653	
		US\$308,723.40	US\$31,778.00	0	US\$308,723.40	¥30,213,523	
		US\$9,058.59	0	0	US\$9,058.59	¥876,010	
		US\$17,155.94	US\$1,715.59	0	US\$17,155.94	¥1,677,130	
		US\$85,302.51	US\$8,832.09	0	US\$85,302.51	¥8,261,462	
		US\$3,006.39	0	0	US\$3,006.39	¥290,732	
		US\$59,997.45	US\$5,999.74	0	US\$59,997.45	¥5,837,151	
		合計	US\$979,592.76	US\$97,463.13	US\$130,000.00	US\$849,592.76	¥81,990,989
己社		US\$289,570.11	US\$28,957.01	US\$205,774.64	US\$289,570.11	¥8,086,095	
		US\$23,008.04	US\$2,300.80	0	US\$23,008.04	¥2,220,229	
		US\$316,380.43	US\$31,116.36	0	US\$316,380.43	¥30,413,333	
		US\$110,515.13	US\$11,051.50	0	US\$110,515.13	¥10,479,486	
		US\$109,283.86	US\$10,928.39	0	US\$109,283.86	¥10,499,446	
		US\$96,284.13	US\$9,628.41	0	US\$96,284.13	¥9,206,302	
		US\$162,584.87	US\$16,258.48	0	US\$162,584.87	¥15,545,714	
		US\$14,020.13	US\$1,532.86	0	US\$14,020.13	¥1,344,333	
		合計	US\$1,121,646.70	US\$111,773.81	US\$205,774.64	US\$915,872.06	¥87,794,938
		2社合計					1億6978万5927円

G氏は、2020年11月13日頃、I氏に対し、丙社名義での取引及び己社名義での取引のうち支払が遅延している未払債権が存在するものについて、NEXIに対し、保険金請求を行うよう指示した。

I氏は、G氏の指示に基づき、保険金請求を行うべく、NEXIのWEB上での申込フォームへの入力作業を開始した。I氏は、入力作業を完了する前に、当該取引に関し、N氏から前受金を受領していたことから、G氏に対し、契約金額全体から受領済みの前受金相当額を控除した残額部分について保険金請求を行う旨の入力内容で誤りがないかの確認をした¹²²。

これに対し、G氏は、I氏に、前受金相当額を控除せず、契約金額全額で保険金請求を行うように指示し、I氏から、再考を求められると、一旦、指示を保留した。

G氏は、F氏に対して、改めて契約金額全額で保険金請求するのかを確認したところ、F氏は、「俺が責任を取るから、そのままやれ。」などと言い、前受金相当額を控除しない契約金額全額での保険金請求を指示した。

G氏は、この指示に従い、I氏に対し、再度、前受金相当額を控除せず、契約金額全額で保険金請求を行うように指示した。

I氏は、G氏からの再度の指示に従うこととし、丙社名義での取引及び己社名義での取引に関し、NEXIのWEB上において、契約金額全額を保険金請求の対象とした申込フォームへの入力手続を完了し、保険金請求手続を開始した。

しかしながら、丙社名義での取引及び己社名義での取引時に作成された船荷書類等には、支払条件として、契約金額全額のうち10%に相当する金額の前受金の支払を受け、残額について後払いを受ける旨記載されていた。

G氏及びI氏は、NEXIの担当者から指示されて当該船荷書類等を提出した場合には、契

¹²² 文書を改ざんする旨の相談状況につき、2021年1月19日から20日までの間におけるI氏からG氏宛ての「己回収通知エビデンスの件」と題するメール及びそれに対する一連の返信

約金額全額での保険金請求手続における記載と当該船荷書類等の記載とに矛盾が生じてしまうことに気付いた。

そこで、G氏は、2020年11月頃から同年12月頃までの間に、I氏に対し、各取引の INVOICE 及び PACKING LIST に関し、支払条件について、全額後払いとする旨虚偽の内容が記載された船荷書類を改ざんするよう指示した。I氏は、各取引当時に作成した書類データの記載内容を改ざんしたものを別途作成し、G氏に交付した。それを基に、G氏は、N氏から、支払条件について全額後払いとする旨の虚偽の内容が記載された PURCHASE ORDER の再提出を受けた上で、F氏に対し、I氏に作成させたものを含め、改ざんした船荷書類等を交付し、事情を説明した上で、F氏から必要箇所へのサインを得た。

G氏は、このようにして偽装した関係書類を NEXI に対して送付した。

(エ) 他方、G氏は、2020年12月、I氏から、保険金請求手続には、保険金請求に先立って債務者に対して支払を督促していたメールなどのエビデンスが必要であったにもかかわらず、エビデンスとなるメールが存在しないとの指摘を受けた。

そこで、G氏は、I氏に対し、実際にはそれまでメールを送信したことがなかった己社の代表者とされる人物に対して保険金請求前の時期に督促を行ったことを装った虚偽のメールを用意するように指示した。I氏は、G氏の指示に基づき、以前にN氏に宛てて送信した支払を督促する内容のメールを加工することとし、本来の送信先としてN氏のメールアドレスが記載されていた部分及び宛名を消去し、そこにG氏から指定された己社の代表者とされる人物のメールアドレス及び宛名を記載した。I氏は、当該加工後のメールを転送元として引用した上で、NEXI 担当者に送信した。

(オ) また、G氏は、2021年1月20日頃、NEXI 担当者に對して己社名義での取引に関する入金である旨説明した入金が、丙社名義で送金されていた点につき、N氏との間で事後的に送金者の名義を己社名義に差し替えることを打ち合わせたが、韓国の銀行においては名義を差し替えた送金明細の再発行ができず、N氏自身が改ざんしたと思われる己社名義の送金明細しか入手できなかった。そのため、G氏は、日本の銀行における丙社名義の入金明細との齟齬を解消できないことから、N氏自身が改ざんしたと思われる己社名義の送金明細を NEXI には提出せずに、NEXI 担当者に對し、入金元を誤信していた旨をメールで説明するとどめた¹²³。

(カ) G氏らは、このように証憑書類等の改ざんを行った上で、2021年1月12日、NEXI に対し、付保した取引の契約金額全額について損失が発生した旨の虚偽の内容での保険金請

¹²³ 2021年1月19日から20日までの間におけるI氏からG氏宛ての「己回収通知エビデンスの件」と題するメール及びそれに対する一連の返信

求を行い、同月 29 日、NEXI から UEX に対する本件保険金を支払させた¹²⁴。

請求及び支払に係る保険金の額は別紙 10（保険金請求金額）（略）のとおりである。

カ 保険金受領後の債権回収状況

G 氏は、2021 年 1 月以降、NEXI から、N 氏に対する未回収金額の回収業務を指示されていたことから、N 氏に対し、支払の督促を繰り返した。

G 氏は、未回収金の回収に当たり、本来控除すべきであった前受金相当額も含めて NEXI に対して保険金請求をし、そのために N 氏から前受金相当額の過大な金額の債務確認書を徴求したことから、N 氏から回収した金額のうち前受金相当額に対応する 10%分については N 氏に還元する必要があると考えた。そこで、G 氏は、執行役員経理部長の C 氏らに対し、N 氏から回収した金銭のうち、90%を NEXI に支払い、残りの 10%については N 氏に還元する旨のスキームを説明し、最終的に了承を得た。

G 氏は、当該スキームに基づき、N 氏から未回収金に関する入金を受けると、NEXI に対し、金銭の回収実績を報告して、その 90%を支払い、残りの 10%について、複数の N 氏からの入金により一定程度の金額まで積み立てられた時点で、N 氏に返金した。

しかし、N 氏は、毎月の支払を怠ったり、1 回の入金当たりで 100 米ドルや 500 米ドルといった極めて低額の入金をしたりすることを繰り返した。

G 氏及び I 氏は、N 氏に対し、より高額単位での継続的な入金を行うよう求めたが、N 氏がそれに応じることはなかった。

やがて、G 氏は、2024 年 3 月頃には、NEXI の担当者から、未回収金の回収業務について、UEX による回収からサービサーによる回収へと移行する旨通知を受けた。

G 氏は、サービサーが回収に介入し、サービサーが N 氏ではなく丙社及び己社に直接コンタクトをとることで本件韓国取引が実質的には N 氏を取引先とするものであることや、N 氏にコンタクトをとることなどで、保険金請求をした取引の一部について前受金を受領していたことが NEXI に発覚することはもはや避けられないと考えた。

そこで、G 氏は、2024 年 3 月 13 日、当時、貿易・海外事業担当の執行役員兼貿易部長であった E 氏に対し、故意に本件不正請求を行った事実を告白した。

なお、本調査において、本委員会は、別紙 11（G 氏・F 氏受領資料リスト）（略）のとおり、G 氏から同人名義及びその家族名義の銀行口座の通帳並びに G 氏本人名義のクレジットカードの取引履歴、F 氏から同人名義の預金口座の通帳の各提出を受け、それらの入出金状況を精査したほか、G 氏が作成していた手帳（2012 年度から 2024 年度までのもの）、G 氏名義及び F 氏名義のパスポート、両名の海外出張歴、UEX 内での経費精算状況、デジタル・フォレンジックの結果も精査したが、本件韓国取引に関して N 氏から G 氏及び F 氏に対してキックバックがあったことを窺わせるような証拠は見当たらなかった。

¹²⁴ NEXI 保険請求書

(3) 本件不正請求の発覚経緯

E氏は、前述(2)カのとおり、G氏から故意に本件不正請求を行ったことを告白されたが、自らの所管する貿易部において重大な不正行為が発生したことを隠ぺいすることにより、自らの監督責任を免れたいとの自己保身から、NEXI及びUEX経営陣に本件不正請求の事実を報告するに際し、本件不正請求が、故意によるものではなく、NEXIに対する付保の申込方法について貿易部内における理解に誤りがあったことに起因する過失によるものであったとして、報告することとした。

E氏は、2024年3月28日には、NEXIに対し、UEXが、事前に契約代金の10%相当額の支払いを前受金として受けていたところ、付保の申込を行う際に入力する「保険金対象金額」に前受金も含むと理解し入力していた旨を報告した。

また、E氏は、2024年3月29日の経営会議においても、UEX役員らに同様に理解の誤りがあった旨、報告したが、当該報告を受けたUEX役員らは、E氏に対し、UEX社内においても担保金としての処理はされていないことなどを指摘した上、誤った付保の申込を故意に行った可能性の有無について質問した。これに対し、E氏は、あくまでも理解の誤りに基づくものであり、故意になされたものではないと説明した。

しかしながら、経営会議終了後、経営会議に出席していた役員から、E氏及びG氏に対し、申込書類を確認の上、過失によるものとは考えにくい旨の指摘がなされた。

当該指摘を受けたE氏は、もはや言い逃れはできないと考え、2024年4月1日、B氏に対し、2024年3月29日開催の経営会議における説明は虚偽であり、実際には、本件不正請求は、過失によるものではなく、意図的になされたものである旨報告し、これを契機に、本件不正請求が発覚した。

第5 前述第4の3(1)ないし(3)の事実関係に関連する法的責任

1 G氏

(1) 社内規程違反

G氏には、本件韓国取引に関し、以下のとおり UEX が定める各規程に違反した行為があると認められる。

ア 戊社を取引先として登録することなく、丁社の取引先コードを利用するなどして取引先管理を適切に行っていなかったこと

UEX においては、新規取引先との取引を開始する際は、適切な取引先調査を行った上、営業管理部門の承認を得て取引先コードを取得する必要があった¹²⁵。

しかしながら、G氏は、戊社との取引を行うに当たり、名称が類似していたことから、従前登録していた丁社の取引先コードを利用しようと考え、新たに戊社の取引先調査を行うこと及び取引先コードを取得することなく、丁社の取引先コードを利用して、取引を行ったものである。また、G氏は、前述第4の3(2)ウのとおり、己社において支払遅延が発生していないように見せかけるため、丙社から回収した代金を、己社の取引の代金として充当したこともあり、取引先を混同して債権管理を行っていたのであって、その点でも取引管理を適切に行っていなかった。

これらのG氏の行為は、営業業務規程13条に違反する。

イ システム上の与信分類をL/C決済とした取引先について、与信限度額を設定せずに付保での取引を行ったこと

G氏は、丙社及び戊社（取引先コードは丁社）について、当初はシステム上の与信分類をL/C決済として登録したため、営業管理部門の与信管理を受けずに取引を行っていた¹²⁶。

しかしながら、G氏は、その後、丙社及び戊社との取引において、L/C決済を利用せず、前受金とNEXIによる付保を用いた取引を行うようになってからも、システム上の与信分類を修正しないまま、営業管理部門の与信管理を受けずに取引を行っていたものである。

このG氏の行為は、信用管理規程8条に違反する。

¹²⁵ 営業業務規程13条

¹²⁶ 信用管理規程8条3号

(2) 詐欺罪の成否

G氏が、NEXIに対する保険金請求行為に関し、受領済みの前受金があることを秘して、取引金額全額を請求した行為については、重要な事実を偽って請求したものとして、詐欺罪の成立が考えられる。

なお、以下で検討する被害金額については、2024年4月30日、本件不正請求を認知したUEXからNEXIに対して、UEXが受領した保険金全額に遅延損害金を加えた金額が返還されていることから、既に被害回復済みであると評価できる。

前述第4の1(3)オのとおり、NEXIは、前受金がある場合にはこれを付保金額から除くことを重要事項説明その他の記載において明記しており、この前受金相当額に対する保険金は、本来、UEXに支払われるべきものではなかったものである。

しかし、NEXIは、前受金相当額を含む取引金額全額を対象とする保険金請求について、これが虚偽であることは知らずに、UEXが前受金を受領していないものと誤信し、UEXから請求された保険金額全額を支払ったものである。

また、G氏は、保険金請求段階において、本来は、前受金相当額を除いて請求しなければならないことを認識しながら、G氏及びF氏の上司であるB氏に対して前受金相当額を除かない全額について保険でカバーされるなどと説明して取引の了承を得ていた以上、今さら後には引けないなどとして、Invoiceなどの書類の記載内容を改ざんするなどし、前受金相当額を除かずに保険金支払をNEXIに請求したものであるから、詐欺の故意が認められる。

この不正な請求により、G氏がUEXに不正に得させた保険金額は1億6978万5927円であり、このうち2010万8525円については、過大に請求されたもので、本来支払われないはずであった金額である。

したがって、G氏が、付保金額について、受領済みの前受金があることを秘して、取引金額全額を請求したことにより、不正に得た保険金1億6978万5927円について詐欺罪が成立し、そのうち2010万8525円が実損額であると認められる。

G氏は、かかる詐欺行為について、最終的にはF氏から指示を受けて実行したものであるが、N氏が改ざんしたPURCHASE ORDERを入手したり、I氏に対して本件不正請求に関する具体的指示を行ったりしていた点で主体的に重要な役割を果たしており、その責任は重い。

(3) 背任罪の成否

G氏は、丙社名義及び己社名義での各取引について、いずれの会社も実質的にはN氏が取引先であることを知りながら、複数の取引先名を利用し、あたかも別々の会社と取引を行っているかのように装って取引を行っていた。

G氏が、支払遅延が生じて、N氏に言われるがまま取引先の社名を変えてN氏との取引

を継続していたことを踏まえると、債権回収が困難になることは予見可能であったというべきであり、また、その上でN氏との取引を継続した結果、UEXは多額の不安債権を抱えることになった。

G氏は、貿易部のチームリーダーとして、取引先ごとに取引条件を具体的に取り決め、確実に実行しなければならず¹²⁷、得意先の経営状態等を迅速かつ正確に把握し、すみやかに部店長に報告しなければならなかった¹²⁸にもかかわらず、このような取引を行ったことは、UEXから委託された業務に背くものであり、任務違背行為であると評価し得る。

もっとも、G氏は、かかる複数の取引先について、L/C決済あるいはNEXIによる付保を設定し、仮に債権回収ができなかった場合であっても、(債権全額かどうかはさておき)他の手段で売掛金を回収できるようにしており、現に丙社及び己社に対する不安債権はNEXIから保険金の支払を受けた。

そうすると、前述(2)のとおり、前受金相当額に対する保険金の額合計2010万8525円をUEXに実質的に不正に取得させたことを除けば、本来はUEXに対する損害を与えないようにしていたと考える余地がある。

また、G氏がN氏との取引を継続した理由につき、以前から、B氏から「赤字が続くようであれば貿易部を潰す」などと言われ、また、他部署からも見下され、社内的にもないがしろにされていた貿易部の売上を伸ばして貿易部を存続させたい、貿易部の実績を正しく評価してもらい、貿易部を見下していた部署を見返してやりたい、そして、N氏との取引を成功させ、それを足掛かりに韓国企業等との取引を拡大させたかった旨述べていることに加え、前述第4の3(2)カのとおり、本件韓国取引によって個人的な利益を得ていた形跡は窺えず、その他第三者を利する目的があったと認定するに足る証拠も見当たらなかった。

そうすると、G氏の行為は、あくまでUEX(貿易部)としての売上を伸ばすという目的で行われたものであり、債権回収ができなくなった場合でも他の手段によって経済的損失が生じないようにしていたとの評価も可能であることから、図利加害目的があったとは認定し難い。

したがって、G氏の前述の行為に背任罪の成立を認めるのは困難である。

2 F氏

(1) 社内規程違反

F氏は、前述1(1)ア及びイのG氏の社内規程違反に該当する各行為について、貿易部長として決裁したものである。

F氏は、前述1(1)アの行為(戊社を取引先として登録することなく、丁社の取引先コー

¹²⁷ 営業業務規程 17 条

¹²⁸ 営業業務規程 12 条

ドを利用して取引を行っていたこと)については、G氏から、いずれもN氏が実質的な取引先となる旨報告を受けていたため、戊社を取引先として登録しないまま取引を行うことについて問題意識を持たず、丁社の取引先コードを利用したことを看過したものである。また、前述1(1)イの行為(システム上の与信分類をL/C決済とした取引先について、与信限度額を設定せずに付保での取引を行ったこと)については、前受金とNEXIによる付保を組み合わせることで代金を100%回収できる仕組みであると誤信していたことから、L/C決済と同様の取扱いができると考え、新たに与信限度額を設定せずに付保での取引を行うことを容認したものである。

いずれも、UEXの規程内容を正確に把握せず、G氏の規程違反行為を看過したものであり、貿易部長の職責において決裁すべき取引先登録開設申請手続違反¹²⁹及び信用限度額設定手続違反¹³⁰があったものと認められる。

(2) 詐欺罪の成否

F氏は、NEXIを利用した付保について前受金相当額を除いて付保しなければならないというルールを認識しておらず、本件韓国取引の途中でG氏から相談を受けてこれに気づいたものの、正直に社内で説明をすれば自身やG氏が不利益な処分を受けるだけでなく、貿易部が廃止されるかもしれないということや、UEXとNEXIとの関係が破綻し、UEXに迷惑をかけてしまうということを考え、これを避けるため、本件不正請求によってミスを隠ぺいすることを決意し、前述第4の3(2)オ(ウ)のとおり、上長として本件不正請求を指示して、G氏と共謀した。また、F氏は、Invoiceなどについて、本件不正請求を行うためにG氏の指示でI氏が改ざんした書類にサインして、同書類を完成させた。

これらのことから、F氏にも、前述1(2)のG氏と同様に詐欺罪が成立する。そして、F氏は、上長として本件不正請求を決断、指示したものであって、その責任は重い。

(3) 背任罪の成否

F氏は、貿易部の部長として、部員を指揮、監督する責任を負っていた¹³¹にもかかわらず、G氏が、丙社名義及び己社名義での各取引について、いずれの会社も実質的にはN氏が取引先であることを知りながら、複数の取引先名を利用し、あたかも別々の会社と取引を行っているかのように装って取引を行っていたことについて、G氏から、いずれもN氏が実質的な取引先となる旨報告を受けながらも、これを放置していたことは、UEXから委託された業務に背くものであり、任務違背行為であると評価し得る。

¹²⁹ 営業業務規程 13 条 1 項

¹³⁰ 職務権限規程 19 条、営業業務規程 13 条 2 項、信用管理規程 17 条

¹³¹ 職務権限規程 19 条

もっとも、G氏同様、F氏の行為は、あくまでUEX（貿易部）としての売上を伸ばすという目的で行われたものであり、債権回収ができなくなった場合でも他の手段によって経済的損失が生じないようにしていたとの評価も可能であることから、図利加害目的があったとは認定し難い。

したがって、F氏の行為に背任罪の成立を認めるのは困難である。

3 I氏

I氏は、前述第4の3(2)オ(ウ)及び(エ)のとおり、G氏及びF氏による本件不正請求について、G氏の指示により、必要な書類作成やNEXIに対する申込行為を行ったものであり、不正なものであると知りながらその行為の一部を担ったという評価は免れない。

もっとも、I氏には、G氏に対し、「保険金の請求において、前受金を除くのは正しいやり方ではないのではないか。」といった疑問を呈し、不正な請求をしないように進言した事情や、F氏やG氏の直属の部下に当たることから、その指示には従わざるを得ない従属的な立場にあったという事情が認められる。

このような酌むべき事情からすれば、I氏は本件不正請求に従属的に加担したと評価することも可能であって、I氏をG氏及びF氏と同程度に責めることはできない。

4 E氏

E氏は、本件不正請求当時、貿易・海外事業担当の執行役員であり、貿易部の営業行為について監督すべき立場にあった上に、2023年2月からは貿易部長を兼務していた。

しかしながら、E氏は、2024年3月頃、G氏から本件不正請求について告白を受けた際、G氏が「故意に不正請求を行った。」旨告白したにもかかわらず、自らの所管する貿易部において重大な不正行為が発生したことを隠ぺいすることにより、自らの監督責任を免れたいとの自己保身から、他の役員及びNEXIに対して「過失により過大請求を行ってしまった。」旨の虚偽の説明を行ったものである。

このようなE氏の行為は、執行役員として、善管注意義務に違反するものである（職務権限規程において定める責任帰属の原則¹³²及び執行役員規則14条3号・5号、13条1号・7号に反する）。

5 B氏

B氏は、本件当時、取締役であるとともに、貿易部を含む営業部全体の統括責任者である専務執行役員として、貿易部及びE氏の業務を監督する立場にあった。

¹³² 職務権限規程5条、18条1項2号(5)

B氏は、貿易業務の知見が深くはなく、F氏から「本件取引は前受金10%とNEXIによる付保90%で100%保証できる。」旨の誤った説明を受けた際に、これを疑問に思うことなく、その誤りを指摘できず、これが結果的に、G氏らによる本件不正請求の見過ごしにつながったものであり、一定の責任は免れないものの、善管注意義務違反があったとまではいえない。

第6 原因分析

本件不正請求は、貿易部担当者ら及び貿易部長が、故意かつ巧妙に、船荷書類を改ざんするなどして不正に及び、貿易担当役員及び営業管理部門等によるチェック機能を無効化した事案である。そして、その主たる原因は、本件不正請求に及んだ貿易部担当者ら及び貿易部長の遵法精神の欠如であることは論を俟たない。

しかしながら、UEXにおいて、貿易部及び貿易業務の管理体制、すなわち、いわゆる3つの防御線（いわゆる3ラインモデルを含む。）、とりわけ、2線・3線によるけん制機能が実効的であり、また、役職員のコンプライアンス意識が十分に養われていたならば、貿易部担当者ら及び貿易部長が本件不正請求に及ぶことをためらわせ、あるいは、早期発見・阻止できた可能性もあったと考えられるため、以下では、その観点から、原因分析を述べることにする。

1 貿易業務における問題点

UEXには、営業部として国内営業部門と貿易部門（貿易部）が存在しているところ、貿易部における貿易業務については、その業務の特殊性、会社全体の売上に占める割合が少ないことなどのUEX内における位置付けから、社内の関心が向かず、また、人事ローテーションも行われていないことと相まって、ブラックボックス化していた嫌いがある。

（1）貿易取引管理体制の脆弱性

ア 取引開始時の基本的な管理体制の不十分さ

前述第4の3(2)アのとおり、本件韓国取引は、韓国の甲社、丙社、己社等の会社との間で取引を行ったものであるが、実際には、これらの取引は実質的に全て同一人（N氏）が取引先であり、単に会社名を変えて取引を行っていたものであった。

この事実について、少なくともG氏は認識していた上で取引を行っていたと認められるが、貿易担当役員、経理部の営業管理部門及び経理担当役員はこの事実を把握していなかった。

また、G氏は、前述第4の3(2)ウのとおり、己社において支払遅延が発生していないように見せかけるため、丙社から回収した代金を、己社の取引の代金として充当したこともあり、取引先を混同して債権管理を行っていたのであって、その点でも取引先管理を適切に行っていなかった。

その背景には、取引の開始に当たって、貿易部担当者が、取引先の貸借対照表や損益計算書といった基礎情報を十分に収集せず、また、経理部の営業管理部門等において取引先の実

態を具体的な証憑やエビデンスをもって確認していなかったことが挙げられる。

また、前述第4の3(2)アのとおり、本件韓国取引開始の際、貿易部において、基本取引契約書の作成や発注書のチェックが適切に行われていなかったが、経理部の営業管理部門においてもこれをチェックしておらず、全体的に貿易取引についての管理体制が不十分であった。

これらは、経理部の営業管理部門が、営業部門において規程上求められている手続を履践したかどうかを形式的にチェックしていたものの、その中身に踏み込んだ検討までしておらず、また、承認権限が実質的に機能していなかったことに起因すると考えられる。

イ 与信管理体制の形骸化

前述第4の1(1)アのとおり、貿易取引のシステム上の与信分類について、信用管理規程は存在していたものの、監督すべき所管の執行役員及び経理部の営業管理部門が、具体的に内容をチェックすることなく、実質的には貿易部担当者及び貿易部長限りで登録できてしまっていた。

また、前述第4の1(1)アのとおり、①全額現金で前払を受けた場合及び②確実な銀行の発行する1年以内のL/C(取消不能)に基づいて荷為替手形を取組む場合等の信用管理規程に明示される例外的場合には、限度の設定を要しないものとされていた¹³³。

しかしながら、前述第4の3(2)アのとおり、実際には付保による取引であっても、貿易部担当者において、システム上の与信分類をL/C決済として登録した取引先について、後から付保による取引に移行し、与信の限度額設定をせずに取引することが可能であり、営業管理部門において実態を確認することが徹底されていなかった。

この点、前述第4の3(1)エのとおり、貿易部では、過去のキューバ案件において、前受金を受け取らずに付保によって取引を行ったところ、国情の変化によって回収遅延が生じ、その回収に苦勞したという事例があったことから、これを教訓として、付保されていたとしても回収できるか否かは別問題であるという認識の下、貿易取引のシステム上の与信分類について、例えL/C決済又は全額前受として登録された取引先であってもその登録内容に実態との乖離がないかといった観点から与信管理を実施するなど、営業管理部門の責任においてより踏み込んだ審査を行う体制とすることが望ましかったが、このような見直しや改善はなされず、本件不正請求の前提となる不適切な取引管理の一因となったことは否定できない。

ウ 債権管理体制の不備

前述第4の3(2)ウのとおり、貿易業務においては、取引開始時において、B/L発行日か

¹³³ 信用管理規程2章

ら支払期日までの期間及び受注から前受金入金までの期間について、貿易部内で自由に決定できてしまい、これを事前又は事後にチェックする機能がなかった。

前述第4の3(2)ウのとおり、本件韓国取引においても、通常の貿易取引では考え難い180日という長期の支払猶予期間の設定や受注から前受金の入金まで100日以上が経過したこともあり、その回収を困難にしていたといえる。

また、前述第4の1(1)アのとおり、経理部の営業管理部門のシステムにおいて、回収できていない滞留債権として取引が異常値リストに挙がってきた際、そのシステム上の与信分類が異常値リスト上に表示されない仕様となっており、L/C決済とされていた取引であったのに滞留債権となっているという明らかに不自然な取引に対して、経理部の営業管理部門がすぐに気づけないという仕様であったことや、売上計上日を基準として異常値リストに挙げられるため、実際の取引で決めた決済期日より早く異常値リストに挙がってしまい、アラートとしての信用性が損なわれているというシステム上の問題点がある。

加えて、経理部の営業管理部門及び担当役員らは、かかるシステム上の問題点があることを認知していたのに、滞留債権の具体的な状況を積極的にチェックしていなかった。

本来であれば、経理部長及び経理部の営業管理部門が主導して、債権管理のための会議で異常値リストに挙がった取引の状況を報告し、手を打つべきであったのに、貿易部から形式的に書類が提出されれば、それ以上の実質的なチェックを行っていなかった。

エ 滞留債権発生時の対応体制の不備

前述第4の1(2)イのとおり、滞留債権発生時の規程整備が不十分であり、まず不安債権の定義自体が不明瞭であった上に、不安債権状況報告書についてその提出が現場担当者の判断に一次的には委ねられていたため、本件韓国取引でも経理部長からの指摘があるまで支払が遅延している状態が放置されていた。

前述第4の3(2)オのとおり、不安債権状況報告書の内容についても、決裁ラインの役員らによって詳細な検討が行われた形跡は見当たらず、責任の所在が明確でない。

また、前述第4の1(2)イ及び第4の3(2)ウのとおり、付保手続及び保険金請求手続についての規程整備がなく、どのような手続及び内容で付保手続及び保険金請求をするかについてのチェック体制が貿易部内外になかったため、貿易部内での不正がまかり通ってしまった。

総じて、前述アないしウも相まって、「貿易取引」は、業務の性質等からブラックボックス化しやすい事業であったのに、「貿易取引」であることで営業管理部門におけるチェックが敬遠され、「貿易取引」であることがすべての管理体制において第三者によるチェックを行わないことの免罪符になっていた。

前述の取引管理体制や、滞留債権発生時の対応体制の不備については、国内営業についても同種の問題点は指摘できるものの、滞留債権の発生可能性が小さいことなどから、貿易業

務に比べるとそのリスクは小さく、特に貿易業務について、前述の各問題点があったことは否定できない。

(2) 貿易部における人員の固定化の問題点

前述第4の3(2)アのとおり、本件韓国取引は、N氏とG氏の長年にわたる属人的人間関係により、第三者の目がほとんど入らない状態で、取引に関するやり取りが行われた結果、本件不正請求に至ったものである。

担当部長であったF氏すらN氏と直接対面したことはなく、G氏の判断で事態が進んでしまったことで、歯止めがかからなかったことが一因である。

これは、N氏との取引がG氏の個人専属的業務になってしまっていたとともに、他者による監視やけん制が効いていなかったという問題点として指摘できる。

また、前述第4の2(2)のとおり、貿易部全体としても、その業務の特殊性から人員が固定化される傾向があった。

加えて、前述第4の2(2)のとおり、UEXには、人事ローテーションやコンプライアンスを意識した人事政策がなく、貿易部との間で部をまたいだ適時適切な人事異動が行われていなかった。

そのため、貿易部における人員の固定化による馴れ合いや業務の放任、内部通報のしづらさにつながり、総じて不正の温床になりやすいブラックボックス化に陥っていた。

2 役職員のガバナンス・コンプライアンス意識の醸成・徹底が不十分

(1) G氏らが本件不正請求に及んだ動機

G氏は、当初はNEXIを利用した付保について、前受金を除いて付保しなければならないというルールを認識していなかった一方、本件韓国取引の途中でこれに気付いたものの、前述第5の1(3)のとおり、以前から、B氏から「赤字が続けば貿易部を潰す」などと言われ、また、他部署からも軽視され、社内的にもあまり評価されていない貿易部の売上を伸ばして貿易部を存続させたい、貿易部の実績を正しく評価してもらい、貿易部を見下していた部署を見返してやりたい、そして、N氏との取引を成功させ、それを足掛かりに韓国企業との取引を拡大させたいという考えのもとで本件韓国取引を継続したものである。そして、最終的には、自らの誤りを隠ぺいして乗り切りたいという考えのもとでF氏に相談し、F氏から本件不正請求の指示を受けたため、そのための書類を改ざんするなどした上、本件不正請求に及んだものである。

また、F氏は、前述第5の2(2)のとおり、当初はG氏と同様に、NEXIを利用した付保について、前受金を除いて付保しなければならないというルールを認識しておらず、本件韓国

取引の途中で G 氏から相談を受けてこれに気づいたものの、正直に社内で説明をすれば自身や G 氏が不利益な処分を受けるだけでなく、貿易部が廃止されるかもしれないということや、UEX と NEXI との関係が破綻し、UEX に迷惑をかけてしまうということを考え、これを避けるため、本件不正請求によってミスを隠ぺいすることを決意し、G 氏に指示を出した上、本件不正請求に及んだものである。

また、前述の各動機に加えて、前述 1 (1) アないしエのとおり貿易業務について貿易部が放任され、貿易部外からのチェックが機能していなかったために不正な請求を行う機会があったことや、保険金を得ることで UEX の経済的損失を避けることができ、将来的に N 氏から回収を完了できれば誰にも不正が発覚せずに解決できるだろうという正当化事由もあったといえる。

G 氏及び F 氏が述べる前述の動機はいずれも了解可能である一方、前述第 4 の 3 (1) オのとおり、G 氏は、インド企業向け不正輸出入取引の際にもミルシート上の数値を改ざんして不正に及んだ経緯があったにもかかわらず、本件でも、再び書類を改ざんして不正行為に及び、あまつさえ第三者から金銭をだまし取るという行為にまで至ったことは、G 氏のコンプライアンス意識が欠如していたというほかない。また、F 氏についても G 氏の上長として本件不正請求を指示したこと自体、コンプライアンス意識が欠如していたといえる。

その背景には、後述(3)のとおり、UEX として役職員に対するコンプライアンス研修・教育の不十分さがあったと言わざるを得ない。

(2) 3 委員会の機能不全

前述第 3 の 3 (8) イのとおり、内部統制委員会は、内部統制システム整備に関する基本方針や内部統制システムの整備・運用状況等について協議検討することとなっていたが¹³⁴、貿易部及び貿易業務については、内部監査室による定期報告の中に、安全保障輸出管理に係る該非判定シートの監査報告が含まれていた以外、貿易業務を含む業務プロセスにおけるリスクの洗い出し、リスク評価等を前提とした内部統制についての具体的議論はなされていなかった。

前述第 3 の 3 (8) ウのとおり、コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに係る体制、取組みなどの協議及び決定等を所掌事務としていたところ¹³⁵、同委員会においては、過去には、毎年 1 回行っている従業員満足度調査 (ES 調査) の結果が報告された上で調査の在り方について議論されたり、各部門長にフィードバックされたりしていたが、その結果に基づき実際に具体的措置が講じられているわけではなく、実施後の対応が十分取られていなかった。また、近時 (2022 年 11 月 9 日の第 16 回以降) は、経営幹部に対する研修が実施されていたのみであって、コンプライアンスに係る体制、取組みなどについての協議等は

¹³⁴ 内部統制委員会規程 3 条

¹³⁵ コンプライアンス管理規程 6 条

低調であった。さらに、前述第4の2(1)のとおり、2019年2月6日の第1回コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの視点を重要視した人事考課の検討が議論されたが、以降は立ち消えになっていた。加えて、前述第3の3(8)ウのとおり、全社的なコンプライアンスの社内発信については、2015年5月22日に代表取締役社長名で「コンプライアンスの徹底について」と題する文書で社内発信して以降、実施されていなかった¹³⁶。

前述第3の3(8)エのとおり、リスク管理委員会は、UEXの事業継続を脅かすすべての事象である「リスク」について、全社のリスク管理の統括組織として、全社のリスク情報の収集と分析を行い、リスクを網羅的・包括的に管理するために常設として設置するものであるが¹³⁷、実際には、従業員満足度調査(ES調査)の結果報告、社内研修(幹部候補社員研修、ハラスメント研修等)の状況報告等が行われていたにすぎず、UEXの業務プロセスに則した具体的なリスクの洗い出しやリスク評価等の議論が行われていたことはなく、貿易部及び貿易業務に関するリスク管理の検討もなされたことはなかった。

このように、3委員会は、各委員会の審議内容が重複しているなど役割分担が明確ではなく、また、本来の役割も果たされておらず、その機能も不十分であった。前述第4の3(1)オのインド企業向け不正輸出取引に関する情報が少なくともリスク管理委員会に適時適切に共有されていれば、各委員会における貿易部及び貿易業務に対するリスク認識及びそれへの対応が異なっていた可能性がある。

(3) 一般社員へのコンプライアンス教育の不十分

前述第3の3(8)オのとおり、UEXでは、一般社員向けにハラスメント研修、情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修、下請法研修等を行っているが、業務プロセス上のコンプライアンスなど、通常業務に関連した全社向け法令遵守・コンプライアンスの研修は行われていなかった。

前述(2)の全社的なコンプライアンスの社内発信状況の低調さとも相まって、役員ら(特に社外取締役や監査役)の持つ社内でのリスクに対する問題意識やコンプライアンスの意識について、一般社員にまで十分に浸透できていなかったのではないかと考えられる(例えば、直近の2024年12月の従業員満足度調査(ES調査)結果でも、「会社はコンプライアンス遵守の方針を明確にしている」との質問では、非管理職の満足度指標3.44であり、基準値3.72を下回っており、「職場では、社内ルールに照らして間違った行動をしていたら、互いに指摘し合える雰囲気がある」との質問では、非管理職の満足度指標2.98であり、基準値3.27を下回っている。)

¹³⁶ 内部監査室作成に係る「今回の不正にかかわる内部統制の脆弱性と対策」

¹³⁷ リスク管理規程2条及び3条

(4) 貿易業務に関する内部統制上の問題を放置していた事なかれ主義の風土

役員らは、貿易業務に関する前述のような業務上、監査上、人事上の問題を認識しつつ、これを改善せず、放置していた。

また、前述第4の3(1)オのインド企業向け不正輸出取引については、G氏による税関提出書類の改ざん行為というコンプライアンス上看過できない事案であったのに、代表取締役社長を含む一部の社内役職員だけで処理し、リスク管理委員会で取り上げたり、監査役に報告するといったことは行われなかった。加えて、かかる事案の再発防止策として、安全保障輸出管理規程を制定するなどしたが、社外取締役らに対して、その制定理由については、当該不正を伏せて、「会社法改正に伴う規程整備」との説明で終わらせていた¹³⁸。

前述第4の3(3)のとおり、本件不正請求においても、G氏が本件不正請求について故意に不正請求を行ったものであることを担当執行役員であるE氏に自白した後、E氏において、経営会議で本件不正請求が過失によるものである旨の虚偽の報告を行ったために、会社として事態の正確な把握が遅れており、執行役員レベルにおいてすらもコンプライアンス意識の低さや事なかれ主義の社内風土の悪影響があったといえる。

3 内部通報体制上の問題点

(1) 内部通報体制の状況

前述第3の4のとおり、内部通報制度は、2019年1月1日に設けられ、総務部長及び社外取締役を内部通報窓口としているが、通報件数はグループ会社を含めて2件にとどまっている。

(2) 内部通報制度の周知及び信頼醸成が不十分であったこと

通報件数が少ない理由については、その周知方法が内部通報規程全文を社内グループウェアに掲載することを社報で通達したのみであるなど、UEXにおいてその周知が十分ではなく、内部通報制度の存在を知らなかったり、どういう事案を通報してよいのか判断に迷ったり、前述1(2)の人事の固定化から通報をためらったりする状況もあると窺われ、従業員が安心して利用できる状況に至っていないためといえる。

現に、本件不正請求に関与したI氏は、「不正請求を指示された時点において、内部通報制度の存在は知っていたものの、窓口が誰であるか、また、このような事案を通報してよいものかわからず、判断に迷った結果、通報しなかった。」旨述べており、周知及び信頼醸成が不十分であったことは改善すべき点であるといえる。

¹³⁸ 2015年6月18日付け貿易部作成の「安全保障輸出管理規程制定の件」と題する書面

4 監査役及び内部監査室による監査が不十分

(1) 監査役監査

前述第3の3(7)アのとおり、監査自体は行われているものの、貿易部に対する業務監査は行われておらず、本件不正請求のような部内での不正を発見するには至らなかった。

前述第4の3(1)オのインド企業向け不正輸出取引について、監査役に共有されておらず、貿易部及び貿易業務に対するリスクを認識することができなかつたことなども本件不正請求の遠因と考えられる。

(2) 内部監査

前述第3の3(7)イのとおり、内部監査室による監査自体は行われているものの、貿易部に対しては、安全保障輸出管理に関する該非判定シートの確認を除く業務監査は行われていなかった。

原因として、前述第4の3(1)オのインド企業向け不正輸出取引について内部監査室に共有されておらず、貿易部及び貿易業務に対する問題意識を有することができなかつたことなどが挙げられる。

仮に、内部監査室が貿易部を対象に重点監査を実施できていれば、本件不正請求を早期に発見できたか、発見が難しいとしても、G氏らにおいて不正を行うことへのけん制となり、不正を行うことをためらわせる要因になっていた可能性がある。

また、そもそも内部監査室は、現在では、室長と担当者の2名体制であるものの、前述第3の3(7)イのとおり、内部監査室が期初に作成した貿易部に対する業務監査計画について、人員不足から計画どおりに実行できなかつたことがあった¹³⁹。

¹³⁹ 2023年6月16日付け第31回内部統制委員会議事録

第7 再発防止策の提言

1 貿易部の業務体制及び人事体制の見直し

(1) 貿易取引管理体制の再構築

ア 取引先に関する基本的な管理体制

前述第6の1(1)アのとおり、本件不正請求の前提となる取引先管理体制において、貿易部担当者は、取引先の基礎情報を十分に収集せず、また、丁社の取引先コードを利用して戊社との取引を行うなど、取引先の実態や信用性に関する手続を適切に履践していなかった。そのために、貿易担当執行役員、営業管理部門、経理担当執行役員らにおいても、本件韓国取引の実態を把握できなかつた点が問題として挙げられる。

また、G氏は、前述第6の1(1)アのとおり、己社において支払遅延が発生していないように見せかけるため、丙社から回収した代金を、己社の取引の代金として充当したこともあり、取引先を混同して債権管理を行っていたのであって、これも不適切な取引先管理の一つとして挙げられる。

したがって、社内規程において、取引先の貸借対照表及び損益計算書等取引先の信用性を示す証憑を取引開始時における決裁資料と定め、担当部だけでなく営業管理部門においてもその内容を確認して実態の存否や取引の可否、取引条件の適否等をチェックできるようにする必要がある。

また、前述第6の1(1)アのとおり、本件韓国取引においては、G氏がN氏との間で基本契約書等の必要な書面をきちんと作成せず、メールのやり取りのみで取引が行われていた点についても問題として挙げられる。そこで、取引に当たり、必要書類及び関連資料、証憑を漏れなく作成、登録することにより、上司、管理部門、担当役員もチェックできる体制を整える必要がある。

イ 与信管理体制

前述第6の1(1)イのとおり、与信管理については、特に貿易取引について、貿易部担当者及び部長によって取引先のシステム上の与信分類が設定され、それが形式的に与信限度額設定不要取引に該当する場合には、第三者による与信管理が機能していなかったものであり、これらのシステム上の与信分類、回収条件、与信申請が常にアップデートされるような信用管理規程及びシステムの整備が必要である。

具体的には、営業管理部門等も、システム上の与信分類等の適正、妥当性の判断まで行える体制を整備し、審査の充実を図ることが考えられる。

さらに、かかる運用を実効的なものとするためには、社内規程及びシステムの整備のみならず、営業管理部門等において、貿易取引の中身及びシステム上の与信分類や回収条件の妥当性について審査できるよう、ヒューマンリソースも含むいわゆる3つの防御線（いわゆる3ラインモデルを含む。）の第2線の強化を図る必要がある。

ウ 債権管理体制

前述第6の1(1)ウのとおり、債権管理については、支払期日に関する社内規定がないこと、異常値リストのシステム上の表示項目が不足していたり、取引の実態と異なるアラートを挙げてしまうなどしてその機能の信用性や十分に不備があることが指摘でき、営業管理部門等の2線によるチェック機能の実効性確保のためのチェック体制・システムなどの改善が必要である。

具体的には、営業業務規程及び信用管理規程につき、支払期日の設定に関し、例えば、30日を超える期日の設定には特別の許可を要するとするなどの必要な整備をすることが考えられる。

また、システム上の改善として、異常値リストにシステム上の与信分類等の表示項目を追加すること、売上計上日ではなく実際の取引における決済期日を基準としてアラートを出すことでアラートとしての実効性、信用性を担保することが必要である。

そして、複数回にわたって異常値リストに挙げられた取引については特に注意を促し、営業管理部門や担当役員らまで含めた債権管理の体制を整備することも考慮すべきである。

エ 滞留債権発生時の対応体制

前述第6の1(1)エのとおり、滞留債権発生時の対応体制については、現在の不安債権に関する規程が不明確であることや、付保手続及び保険金請求に関する手続規定がないことから、信用管理規程の整備が必要である。

まず、不安債権の定義を明確にする必要があり、具体的には、滞留債権発生時の対応について、客観的な定量的基準を置いた上、その他の不安もカバーできる定性基準を設け、滞留債権の見落としを防ぎ、責任者として定められている経理部長が、より積極的に回収の対応を主導できるように運用等を改善する必要がある。

また、貿易保険を利用する際の手続が定められていないため、付保申込時及び保険金請求時の決裁、報告手続に関する規定の整備及びチェック体制を確立する必要がある。

(2) 人事のあり方の見直し

前述第6の1(2)のとおり、本件韓国取引はG氏とN氏との人間関係に依拠した、G氏の

個人専属的業務になっており、第三者によるチェックが機能しなかった事案である。

このような業務の属人化を防ぐため、前述のようなチェック体制の充実化に加え、部をまたいだジョブローテーションを意識した人事政策も考慮すべきである。

加えて、人事評価にコンプライアンス項目を導入し、コンプライアンス遵守が従業員として重要であるという意識を持たせ、コンプライアンス意識の醸成・浸透を図ることも有効である。

2 役職員のガバナンス・コンプライアンスに対する意識改革

前述第6の2(1)及び(3)のとおり、本件不正請求は、貿易部あるいは営業部の業務管理のみの問題にとどまらず、それは氷山の一角で、会社全体のコンプライアンス意識の低下が底流にある可能性がある。したがって、役職員全体のガバナンス・コンプライアンスに対する意識を改革し、法令等遵守を最優先とする社内風土を醸成することが肝要である。

そのためには、まず、経営トップがコンプライアンスを核に据えた経営理念・経営方針等を社内外に打ち出し、繰り返しメッセージを発信することなどにより、コンプライアンス意識を高める気運を醸成することが必要である。

また、コンプライアンス委員会主導の下、幹部だけでなく一般社員まで含めたコンプライアンス研修・教育を階層別、職種別、年齢別等きめ細やかかつ濃密に実施することも求められる。その中では、毎年行われている従業員満足度調査（ES調査）についてその結果を社内で開示し、問題点の共有や洗い出しをより積極的に実施していくことも考えられる。

関連して、前述第6の2(2)のとおり、内部統制に関する3委員会の機能不全が問題であることから、UEXに設置されている内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会について、それぞれの役割の明確化と機能充実が求められる。

一例として、内部統制委員会は本報告書で指摘した関連規程及び運用の見直しや整備、リスク管理委員会は業務プロセスの中のリスク洗い出し及びリスク評価に基づくリスク管理の徹底、コンプライアンス委員会は不正行為防止のため一般社員向けのコンプライアンス研修（ソクラテスメソッド、理解度テストなど）を実施するといったことが考えられる（コンプライアンス推進を整備する担当役員の選任やコンプライアンスを専門とする部署の設置（法務部、コンプライアンス部等）も考慮に値する。）。

前述第6の2(4)のとおり、過去に発生したインド企業向け不正輸出取引について、多くの教訓を引き出し、改善を図ることにより、今回の不正も防ぎ得たかもしれないことを想起すべきである。

さらに、前述第6の4のとおり、UEXには監査役と内部監査室が置かれ、連携して社内の監査に取り組んでおり、現状のリソースで可能な範囲の監査を行っていると思われるが、更に監査を実効性のあるものとするためには、抜き打ち監査、重点監査等の監査手法の工夫、三様監査の充実、特に相互の連携の在り方、ヒューマンリソースの充実等を検討すべきであ

る。

3 内部通報制度の更なる充実化

今回の事案からもわかるように、業務ラインによるチェックには限界があり、近時不正防止における内部通報制度の有効性が唱えられている。したがって、通報窓口につき、監査役、内部監査室、外部弁護士も窓口とするなど、複線的な通報窓口を設置し通報し易くするとともに、通報者保護の徹底、通報を受けての速やかな公正中立な調査、調査結果及び改善措置の社員へのフィードバックなど、真に実効性のある通報制度を構築するとともに、そのような通報制度があることを繰り返し周知し、活用を促し、いつでも、誰でも安心して利用できる内部通報制度の構築に努めていただきたい。

4 再発防止策の進捗管理と導入後の評価の継続

前述 1 ないし 3 で提言した再発防止策について、役員らの積極的な主導の下、再発防止を管理するチームを創設した上、具体的な再発防止計画を早期に策定し、社員を含むステークホルダーに伝えるとともに、PDCA を回して、常に改善を図ることが必要である。

また、監査役及び内部監査室においては、かかる再発防止計画の内容及び進捗状況について、定期的に監査し、その進捗が滞りなく、かつ、実効的なものとして実施されていることについて、評価を継続することが求められる。

5 終わりに

本件における不正行為自体は、貿易部内において行われたものであり、第一には担当部長及び担当者らの遵法精神、コンプライアンス意識の欠如によって引き起こされた事案である。

そして、当委員会は、本事案に限定することなく、UEXの業務全般、特に内部統制、コンプライアンス体制の有効性全般を調査したが、会社全体の組織風土にほころびを生じているとまでの印象はなく、本件は貿易部という限られた部署における限られた取引に関する不正事案とみることができるかもしれない。

しかしながら、貿易業務を不正が起きやすいブラックボックス化させたことにより、本件が発生し、その結果、UEXのレピュテーションを少なからず毀損したのみならず、貿易部員にとどまらないUEX社員全員につらい思いをさせたものである。

本委員会の提言する再発防止策は前述のとおりであり、これを参考にさせていただきたい。これまで多くの会社において多くの不祥事が報告されているが、その後再び不祥事が起きる会社と、不正を契機としてコンプライアンス体制を整備することにより、社員のエ

ンゲージメントや業績が上向く会社がある。それは、不祥事を社内改革の絶好の好機ととらえるか否かのトップの姿勢にかかっているといえる。

UEXの「日本一のステンレス・チタン商社」を目指すという志の下、UEXがステンレス・チタン商社として業界トップクラスの地位を維持、発展していくことを願ってやまない。

以 上

ヒアリング実施状況

No.	所属・役職（ヒアリング当時）	ヒアリング年月日
1	UEX 取締役常務執行役員 経営企画・総務・経理担当	2024年10月22日 2025年1月8日
2	UEX 内部監査室室長	2024年10月22日 2025年1月8日
3	UEX 内部監査室社員	2024年10月22日
4	弁護士 (UEX 社内調査委員会委員)	2024年10月22日
5	UEX 経理部営業管理チームチ ームリーダー	2024年10月30 日、10月31日
6	UEX 経理部営業管理チーム	2024年10月31日
7	UEX 執行役員経理部長	2024年10月31日
8	UEX 貿易部貿易チームチ ームリーダー	2024年11月4日、 12月5日 2025年1月9日、1 月10日、1月17日
9	日進ステンレス株式会社代表取 締役社長 (前貿易部長)	2024年11月4日、 12月19日 2025年1月17日
10	UEX 貿易部貿易チーム社員	2024年11月15日
11	UEX 貿易部貿易チーム社員・ア シスタント	2024年11月19 日、11月21日、11 月28日、12月2日 2025年1月16日
12	UEX 顧問 (前執行役員（貿易・海外事業 担当）兼貿易部長)	2024年11月26日
13	元 UEX 貿易部貿易チーム嘱託社 員 (現在、UEX の業務委託先)	2024年11月27日
14	UEX 貿易部貿易チームマネジャ ー	2024年11月28日
15	UEX 執行役員総務部長	2024年12月9日 2025年1月14日
16	UEX 貿易部貿易チーム社員	2024年12月12 日、12月19日
17	UEX ユーザー営業部プラント第 2 チーム	2024年12月16日
18	NEXI 総務部長	2024年12月17 日、12月23日、12 月25日
19	UEX 顧問(元取締役・専務執行 役員営業統括)	2024年12月20日
20	NEXI 債権業務部長	2024年12月23日

No.	所属・役職（ヒアリング当時）	ヒアリング年月日
21	NEXI 債権業務部査定グループ長	2024年12月23日
22	NEXI 債権業務部査定グループ	2024年12月23日
23	UEX 総務部総務人事チーム	2024年12月24日
24	NEXI 営業第一部営業推進グループ	2024年12月25日
25	NEXI 営業第一部営業推進グループ	2024年12月25日
26	UEX 社外取締役	2025年1月9日
27	UEX 社外監査役	2025年1月10日
28	UEX 執行役員経営企画部長	2025年1月10日
29	UEX 社外取締役	2025年1月15日
30	UEX 常勤監査役	2025年1月16日
31	UEX 取締役・執行役員営業統括	2025年1月17日
32	元 UEX 取締役（経営企画・総務・経理担当）	2025年1月22日
33	UEX 代表取締役社長	2025年1月28日

